

宮城県公報

行 政 発 行
宮 城 県
(総務部県政情報・文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

条 例

○職員定数条例の一部を改正する条例	(人 事 課)	一
○附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	二
○職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	(同)	三
○職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例	(職員厚生課)	五八
○条例の形式を左横書きに改正する条例	(県政情報・文書課)	五八
○手数料条例の一部を改正する条例	(財 政 課)	五九
○学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例	(教職員課)	六一
○県税減免条例の一部を改正する条例	(税 務 課)	六一
○企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例	(同)	六二
○市町村振興資金貸付基金条例	(市町村課)	六二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(デジタルみやぎ推進課)	六三
○グリーン購入促進条例の一部を改正する条例	(循環型社会推進課)	六三
○土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例	(廃棄物対策課)	六四
○地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例	(長寿社会政策課等)	六四

ページ

条 例

令和七年三月二十一日

職員定数条例の一部を改正する条例をここに公布する。

○宮城県条例第六号

職員定数条例の一部を改正する条例

職員定数条例(昭和三十三年宮城県条例第三十七号)の一部を次のように改正する。

第二条第一項第九号中「四、三三四人」を「四、三四六人」に、「三、七八九人」を「三、八〇一人」に改め、同項第十号中「一三、四〇一人」を「一三、二六一人」に改め、同条第三項中「二六七人」を「二六八人」に、「二、〇八八人」を「二、〇九二人」に、「一、二二六人」を「一、一二九人」に、「一、一八二人」を「一、一八六人」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○循環器病対策推進協議会条例	(健康推進課)	六五
○感染症診療協議会条例の一部を改正する条例	(疾病・感染症対策課)	六六
○子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(子育て社会推進課)	六六
○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例	(同)	六六
○一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例	(子ども・家庭支援課)	六六
○障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	(障害福祉課)	七〇
○産業技術総合センター条例の一部を改正する条例	(新産業振興課)	七〇
○緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例	(雇用対策課)	七一
○宿泊税基金条例	(観光戦略課)	七一
○家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例	(家畜防疫対策室)	七一
○宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例	(建築宅地課)	七二
○建築士法施行条例の一部を改正する条例	(同)	七二
○都市計画法施行条例の一部を改正する条例	(同)	七二
○県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例	(住宅課)	七三
○証紙条例を廃止する等の条例	(出納管理課)	七三

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第七号

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県教育職員免許状再授与審査会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
---------------------	---------	---------	----

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第八号

職員等の旅費に関する条例の一部を改正する条例

職員等の旅費に関する条例（昭和三十二年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「すでに」を「既に」に、「第五条第一項」を「次条第一項」に改める。

第三十八条第三項中「又は第二項」を「又は前項」に改める。

別表第一第一号の表備考中「国家公務員等の旅費に関する法律別表第一に規定する甲地方の地域」

を「東京都、大阪市、名古屋市、横浜市、京都市及び神戸市のうち知事が規則で定める地域その他これらに準ずる地域で知事が規則で定めるもの」に改める。

別表第二第一号の表備考第一号を次のように改める。

- 一 外国旅行雑費の欄及び宿泊料の欄中指定都市とは、知事が規則で定める都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び中近東地域として知事が規則で定める地域のうち指定都市の地域以外の地域で知事が規則で定める地域をいい、丙地方とは、アジア地域（本邦を除く）、中南米地域、大洋州地域、アフリカ地域及び南極地域として知事が規則で定める地域の

うち指定都市の地域以外の地域で知事が規則で定める地域をいい、乙地方とは、指定都市、甲地方及び丙地方の地域以外の地域（本邦を除く）をいう。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第四条第三項及び第三十八条第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第九号

職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第七号）の一部を次のように改正する。

第三条第四項第一号中「第十七条第一項」の下に「及び第十九条の二第二項」を加える。

第十条の三第二項及び第四項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十九条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があった場合における措置等）

第十九条の二 任命権者は、職員が当該任命権者に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置

（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十九条の三 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置
- 附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十号

職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(職員の給与に関する条例の一部改正)

第一条 職員の給与に関する条例(昭和三十二年宮城県条例第二十九号)の一部を次のように改正する。

第五条第六項中「(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が七級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員にあつては、三号俸)」を削り、同条第七項を次のように改める。

7 次の各号に掲げる職員の第五項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号俸数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。

一 五十五歳(人事委員会規則で定める職員にあつては、五十七歳以上の年齢で人事委員会規則で定めるもの)に達した日以後の最初の三月三十一日を超えて在職する職員(次号に掲げる職員を除く。)

二 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員

第十条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第一項ただし書中「次項第一号及び第三号から第六号まで」を「次項第二号から第五号まで」に、「以下「扶養親族である配偶者、父母等」を「第三項において「扶養親族である父母等」に改め、「(以下「行九級以上職員等」という。)」を削り、同条第二項中第一号を削り、第二号を第一号とし、第三号から第六号までを一号ずつ繰り上げ、同条第三項中「扶養親族である配偶者、父母等」を「前項第一号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族である子」という。))については一人につき一万三千円、扶養親族である父母等」に改め、「(以下「行八級職員等」という。))及び「前項第二号に該当する扶養親族(以下「扶養親族である子」という。))については一人につき一万円」を削り、同条第四項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次

の一項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に關し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

第十一条を次のように改める。

第十一条 削除

第十一条の二第二項の表三級地の項中「百分の十五」を「百分の十四」に、同表四級地の項中「百分の四・五」を「百分の五」に改める。

第十一条の五第一項中「から二年」を「から三年」に改め、同項第一号中「改定された」を「改定され当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を超えた」に改め、同項に次の一号を加える。

三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間(前二号に掲げる期間を除く。)

第一号に掲げる支給割合に百分の六十を乗じて得た割合

第十一条の五第二項中「から二年」を「から三年」に改め、同項第一号中「次号」の下に「及び第三号」を加え、同項に次の一号を加える。

三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間(前二号に掲げる期間を除く。)

みなし特例支給割合に百分の六十を乗じて得た割合

第十一条の五第三項中「又は」を「」に改め、「であつた者」を削り、「者が」を「者であつた者から」に、「なり」を「なつた者又は第一項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定めるものがあつた者が」に改める。

第十一条の六第一項第二号中「配偶者」の下に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。)」を加える。

第十一条の七第二項第一号中「その額に高速自動車国道等の利用に係る特別の料金の額に相当する額が含まれている場合は、当該額の二分の一の額を減じて得た額」を削り、「五万五千円を超えるときは、支給単位期間につき、その額と五万五千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が一万円を超えるときは、一万円)を五万五千円に加算した額」を「十五万円を超えるときは、十五万円」を五万五千円に加算した額」を「十五万円」に、「合計額が五万五千円」を「合計額が十五万円」に、「その額と五万五千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が一万円を超えるときは、一万円)を五万五千円に加算した額」を「十五万円」に改め、同項第二号中「五万四千円」を「五万六千七百円」に改め、同項第三号中「五万五千円を」を「十五万円を」に、「その額と五万五千円との差額の二分の一(その差額の二分の一が一万円を超えるときは、一万円)を五万五千円に加算した額」を「十五万円」に改める。

第十一条の八第三項中「国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であつた者その他人事委員会規則で定める者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これ」を「新たに給料表

の適用を受ける職員となつたこと」に改め、「任用の事情等を考慮して人事委員会規則で定める職員に限る。」を削る。

第十二条の二第二項中「第二十一条の四及び第二十一条の五の規定による学校及び共同調理場」を「小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設（以下「共同調理場」という。）」に改める。

第十二条の三第一項中「第二十一条の四及び第二十一条の五の規定による学校及び共同調理場」を「小学校、中学校及び義務教育学校並びに中等教育学校の前期課程並びに共同調理場」に改める。

第十八条の二第二項中「に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条第二項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後十時から翌日の」に改め、「の間」の下に「（週休日等に含まれる時間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第二十一条の九第二項中「から第十一条まで、第十一条の三から第十一条の六まで、第十二条の二、第十二条の三、第二十一条、第二十一条の四及び第二十一条の五」を「及び第十条」に改める。別表第一から別表第五までを次のように改める。

別表第一（第四条関係）

行 政 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	185,000	231,900	267,500	301,200	323,800	358,100	411,600	462,000	514,400	555,300
	2	186,100	233,400	268,500	302,800	325,700	359,800	413,600	467,500	521,300	562,500
	3	187,300	234,800	269,500	304,300	327,600	361,400	415,500	472,600	526,600	568,600
	4	188,400	236,400	270,500	305,700	329,300	363,000	417,300	477,300	530,900	573,700
	5	189,500	237,900	271,500	307,100	331,000	364,600	419,100	481,400	534,400	577,800
	6	191,200	239,400	272,500	308,200	332,700	366,500	420,900	484,900	537,700	580,800
	7	192,900	241,000	273,500	309,200	334,400	368,000	422,700	487,900	540,800	583,300
	8	194,500	242,500	274,500	310,500	336,100	369,600	424,500	490,500	543,300	585,300
	9	196,100	244,000	275,500	311,600	337,700	371,000	426,100	492,500	545,300	
	10	197,800	245,400	276,500	313,200	339,400	372,600	427,700			
	11	199,400	246,800	277,500	314,800	341,200	374,200	429,200			
	12	201,000	248,200	278,700	316,500	342,800	375,800	430,700			
	13	202,600	249,400	279,700	318,000	344,300	377,700	432,200			
	14	204,400	250,600	281,000	319,600	345,900	379,600	433,500			
	15	206,100	251,800	282,300	321,200	347,500	381,500	434,800			
	16	207,800	253,000	283,500	322,800	349,000	383,300	436,000			
	17	209,100	254,200	284,800	324,300	350,400	384,900	437,200			
	18	210,700	255,300	286,100	326,000	352,200	386,700	438,500			
	19	212,300	256,400	287,300	327,700	353,800	388,400	439,800			
	20	213,800	257,500	288,500	329,300	355,400	390,000	441,100			
	21	215,300	258,500	289,600	330,700	356,600	391,700	442,300			
	22	217,000	259,500	290,900	332,400	358,100	393,100	443,100			
	23	218,600	260,500	292,200	334,100	359,600	394,500	443,900			
	24	220,200	261,500	293,500	335,700	361,100	395,900	444,700			
	25	221,800	262,600	294,800	336,900	362,800	397,300	445,300			
	26	223,500	263,400	295,800	338,800	364,600	398,600	445,900			
	27	224,800	264,300	296,800	340,600	366,300	399,800	446,500			
	28	226,100	265,200	297,900	342,200	368,000	400,800	447,100			
	29	227,400	266,100	299,000	343,700	369,500	401,900	447,800			
	30	228,500	266,900	300,200	345,300	370,800	403,100	448,600			
	31	229,700	267,700	301,300	346,900	372,000	404,200	449,000			
	32	230,800	268,500	302,500	348,500	373,400	405,300	449,700			
	33	231,900	269,200	303,800	350,200	374,500	406,000	450,200			
	34	233,000	270,000	305,100	352,000	375,400	406,700	450,600			
	35	234,100	270,800	306,400	353,800	376,400	407,400	451,000			
	36	235,200	271,500	307,700	355,700	377,500	408,100	451,400			
	37	236,300	272,200	309,000	357,200	378,300	408,700	451,800			
	38	237,300	273,000	310,300	358,600	379,200	409,300	452,200			

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	39	238,300	273,800	311,600	360,000	380,100	409,800	452,600				
	40	239,200	274,500	312,900	361,400	380,900	410,200	452,900				
	41	240,100	275,200	314,200	362,900	381,700	410,600	453,200				
	42	241,100	276,000	315,600	363,700	382,500	410,800	453,600				
	43	241,900	276,800	316,900	364,700	383,400	411,100	453,900				
	44	242,700	277,500	318,000	365,700	384,100	411,400	454,200				
	45	243,400	278,300	318,900	366,600	384,800	411,800	454,600				
	46	244,000	279,000	320,200	367,700	385,500	412,100					
	47	244,600	279,700	321,500	368,700	386,200	412,400					
	48	245,200	280,400	322,800	369,700	386,900	412,700					
	49	245,800	281,300	324,000	370,600	387,400	412,900					
	50	246,400	281,700	325,300	371,300	388,000	413,200					
	51	247,000	282,500	326,500	372,000	388,600	413,500					
	52	247,500	283,200	327,800	372,600	389,300	413,800					
	53	248,000	283,800	329,100	373,000	389,700	414,000					
	54	248,400	284,500	330,200	373,600	390,300	414,300					
	55	248,700	285,100	331,300	374,300	390,900	414,600					
	56	249,100	285,800	332,400	375,000	391,400	414,900					
	57	249,300	286,400	333,100	375,300	391,800	415,100					
	58	249,600	287,100	334,000	376,000	392,400	415,400					
	59	249,900	287,700	334,700	376,700	393,000	415,700					
	60	250,200	288,400	335,500	377,300	393,500	415,900					
	61	250,500	289,000	336,300	377,600	393,900	416,100					
	62	250,800	289,700	336,700	378,100	394,400	416,400					
	63	251,100	290,400	337,300	378,700	394,900	416,700					
	64	251,400	290,900	338,000	379,300	395,500	416,900					
	65	251,700	291,400	338,800	379,600	395,800	417,100					
	66	252,000	292,000	339,500	380,200	396,200	417,400					
	67	252,300	292,500	340,300	380,900	396,600	417,700					
	68	252,600	293,100	340,900	381,500	397,100	417,900					
	69	252,900	293,600	341,400	381,900	397,400	418,100					
	70	253,200	294,100	342,000	382,500	397,700	418,400					
	71	253,600	294,700	342,500	383,100	398,000	418,700					
	72	253,900	295,400	343,100	383,600	398,200	418,900					
	73	254,200	296,000	343,400	384,100	398,400	419,100					
	74	254,500	296,500	343,900	384,700	398,700						
	75	254,800	296,900	344,300	385,200	399,000						
	76	255,100	297,200	344,700	385,500	399,200						
	77	255,400	297,300	345,100	385,900	399,400						
	78	255,700	297,700	345,600	386,400	399,700						
	79	256,000	297,900	346,100	386,800	400,000						
	80	256,400	298,200	346,600	387,200	400,200						
	81	256,700	298,400	346,900	387,600	400,400						
	82	256,800	298,600	347,300	388,100	400,700						
	83	257,100	298,900	347,700	388,500	401,000						
	84	257,500	299,100	348,100	388,900	401,200						

	85	257,800	299,400	348,400	389,200	401,400					
	86	258,100	299,700	348,800	389,700						
	87	258,400	300,000	349,200	390,100						
	88	258,700	300,300	349,600	390,500						
	89	259,000	300,600	349,800	390,800						
	90	259,400	300,900	350,200	391,300						
	91	259,700	301,200	350,600	391,700						
	92	260,000	301,600	351,000	392,100						
	93	260,400	301,700	351,100	392,400						
	94		301,900	351,600							
	95		302,300	352,000							
	96		302,700	352,300							
	97		302,900	352,600							
	98		303,200	353,000							
	99		303,600	353,400							
	100		304,000	353,900							
	101		304,200	354,400							
	102		304,500	354,800							
	103		304,800	355,200							
	104		305,100	355,600							
	105		305,300	356,100							
	106		305,600	356,500							
	107		305,900	356,800							
	108		306,200	357,100							
	109		306,400	357,600							
	110		306,800								
	111		307,200								
	112		307,500								
	113		307,700								
	114		307,900								
	115		308,200								
	116		308,600								
	117		308,800								
	118		309,000								
	119		309,300								
	120		309,600								
	121		310,000								
	122		310,200								
	123		310,500								
	124		310,900								
	125		311,200								
定年前再 任用短時 間勤務職 員		基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額	基 準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		193,600	221,300	262,100	282,000	297,400	323,200	365,700	399,400	451,700	533,000

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第二（第四条関係）

公 安 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円
	1	213,300	234,500	257,600	297,800	334,600	356,200	387,200	423,700	469,800
	2	215,700	236,700	259,600	298,800	336,100	357,900	388,900	425,300	476,000
	3	218,200	238,900	261,800	299,800	337,600	359,600	390,700	426,900	481,000
	4	220,600	241,200	264,000	300,700	339,100	361,200	392,400	428,500	485,400
	5	223,000	243,400	266,200	301,300	340,700	362,800	393,900	429,900	486,900
	6	225,400	245,400	267,500	302,000	342,100	364,600	395,500	431,500	489,500
	7	227,800	247,400	268,800	302,800	343,400	366,200	397,100	432,900	493,000
	8	230,100	249,200	270,100	303,500	344,700	367,800	398,700	434,300	496,000
	9	232,300	251,000	271,400	304,200	346,000	369,400	400,300	435,500	498,500
	10	234,400	252,700	272,700	304,900	347,600	371,000	402,000	436,900	
	11	236,500	254,500	274,000	305,600	349,200	372,600	403,600	438,400	
	12	238,500	255,900	275,300	306,200	350,800	374,200	405,200	439,900	
	13	240,600	257,300	276,600	306,900	352,400	375,800	406,700	441,300	
	14	242,600	259,100	277,800	307,700	354,000	377,500	408,700	443,000	
	15	244,600	260,500	279,000	308,400	355,600	379,100	410,700	444,600	
	16	246,200	262,000	280,500	309,200	357,100	380,700	412,700	446,200	
	17	247,800	263,500	281,800	309,900	358,600	382,300	414,300	447,600	
	18	249,300	264,700	283,100	310,700	360,200	383,900	416,000	449,300	
	19	250,800	266,000	284,400	311,700	361,800	385,500	417,600	451,000	
	20	252,300	267,100	285,600	312,600	363,300	387,100	419,300	452,600	
	21	253,900	268,400	286,800	313,500	364,900	388,700	420,900	454,000	
	22	255,500	269,600	287,400	314,800	366,500	390,400	422,400	454,700	
	23	257,000	270,900	288,000	316,200	368,100	392,100	423,900	455,500	
	24	258,600	272,200	288,600	317,500	369,700	393,800	425,300	456,200	
	25	260,000	273,600	289,100	318,800	371,100	395,500	426,600	456,600	
	26	261,200	275,000	289,700	320,300	372,800	397,500	428,100	457,100	
	27	262,400	276,300	290,400	321,600	374,500	399,500	429,600	457,700	
	28	263,600	277,700	290,900	322,700	376,100	401,400	431,000	458,300	
	29	264,800	278,700	291,400	323,700	377,800	403,100	432,500	458,900	
	30	266,200	280,000	292,000	324,900	379,400	404,500	433,800	459,600	
	31	267,500	281,300	292,500	326,100	381,000	405,600	435,000	460,100	
	32	268,800	282,500	293,000	327,200	382,700	406,900	436,200	460,600	
	33	270,100	283,800	293,500	328,400	384,500	408,000	437,200	461,100	
	34	271,600	284,300	294,100	329,600	386,500	409,100	437,900	461,400	
	35	272,900	284,900	294,600	330,800	388,500	410,100	438,700	461,700	
	36	274,300	285,500	295,100	331,900	390,500	411,100	439,400	462,100	
	37	275,300	286,000	295,600	333,000	392,200	412,300	439,900	462,500	
	38	276,600	286,600	296,200	334,200	393,900	413,500	440,300	462,700	
	39	277,900	287,200	296,800	335,400	395,400	414,600	440,800	463,000	
	40	279,200	287,800	297,400	336,600	396,900	415,700	441,100	463,200	
	41	280,400	288,300	298,100	337,800	398,200	416,900	441,400	463,600	
	42	281,000	288,900	298,800	339,000	399,200	417,700	441,700	463,800	
	43	281,600	289,500	299,500	340,300	400,200	418,500	442,000	464,000	
	44	282,200	290,100	300,200	341,500	401,200	419,100	442,300	464,200	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	45	282,600	290,600	300,800	342,700	402,300	419,600	442,500	464,600
	46	283,200	291,100	301,700	344,000	403,400	420,300	442,800	
	47	283,700	291,600	302,500	345,200	404,500	421,000	443,100	
	48	284,200	292,100	303,400	346,400	405,600	421,600	443,400	
	49	284,700	292,700	304,200	347,600	406,900	422,300	443,700	
	50	285,300	293,200	305,300	349,000	407,700	422,700	444,000	
	51	285,800	293,800	306,400	350,300	408,500	423,300	444,300	
	52	286,300	294,400	307,400	351,700	409,100	423,900	444,600	
	53	286,800	295,000	308,400	352,600	409,600	424,300	444,800	
	54	287,400	295,700	309,500	353,900	410,300	424,700	445,100	
	55	287,900	296,400	310,500	355,100	411,000	425,200	445,400	
	56	288,400	297,100	311,600	356,300	411,800	425,700	445,700	
	57	288,900	297,700	312,600	357,500	412,100	426,300	445,900	
	58	289,400	298,600	313,700	358,900	412,800	426,900	446,200	
	59	289,900	299,400	314,800	360,300	413,500	427,300	446,500	
	60	290,500	300,200	316,000	361,800	414,000	427,700	446,700	
	61	291,100	301,000	317,000	363,200	414,400	428,100	446,900	
	62	291,500	301,900	318,100	364,700	414,800	428,400	447,200	
	63	292,000	302,900	319,200	366,200	415,300	428,700	447,500	
	64	292,500	303,800	320,300	367,600	415,800	429,000	447,800	
	65	293,000	304,600	321,300	368,800	416,300	429,300	448,000	
	66	293,500	305,500	322,400	370,300	416,700	429,600	448,300	
	67	294,000	306,300	323,500	371,600	417,200	429,900	448,600	
	68	294,500	307,100	324,600	373,000	417,700	430,100	448,900	
	69	295,000	308,000	325,600	374,100	418,200	430,300	449,100	
	70	295,500	308,900	326,900	375,300	418,700	430,600	449,400	
	71	296,000	309,800	328,100	376,500	419,300	430,900	449,700	
	72	296,500	310,700	329,300	377,700	419,800	431,000	450,000	
	73	297,000	311,500	330,100	379,000	420,200	431,200	450,200	
	74	297,600	312,400	331,300	380,200	420,800	431,500		
	75	298,200	313,300	332,600	381,400	421,300	431,800		
	76	298,700	314,100	333,900	382,500	421,500	432,000		
	77	299,200	314,800	335,200	383,700	421,800	432,200		
	78	299,800	315,800	336,600	384,900	422,300	432,500		
	79	300,400	316,700	338,000	386,000	422,600	432,800		
	80	301,000	317,700	339,400	387,200	422,900	433,000		
	81	301,600	318,600	340,800	388,300	423,200	433,200		
	82	302,300	319,700	342,500	388,900	423,600	433,500		
	83	303,100	320,700	343,900	389,400	424,000	433,800		
	84	303,700	321,700	345,400	389,900	424,400	434,000		
	85	304,300	322,600	346,800	390,500	424,700	434,200		
	86	305,000	323,600	348,300	391,100	425,100			
	87	305,700	324,600	349,800	391,700	425,500			
	88	306,400	325,600	351,200	392,300	425,900			
	89	307,100	326,600	352,500	392,600	426,200			
	90	307,900	328,000	353,700	393,100	426,600			
	91	308,700	329,200	355,000	393,600	427,000			
	92	309,400	330,400	356,300	394,100	427,400			
	93	309,900	331,600	357,600	394,500	427,700			
	94	310,800	332,900	359,100	394,900				
	95	311,700	334,100	360,600	395,400				
	96	312,500	335,300	362,000	395,900				
	97	313,300	336,500	363,300	396,300				

	98	314,300	337,800	364,500	396,800					
	99	315,300	339,000	365,600	397,400					
	100	316,200	340,300	366,800	397,900					
	101	317,100	341,700	367,900	398,200					
	102	318,100	342,600	369,100	398,600					
	103	319,100	343,600	370,200	399,100					
	104	320,000	344,700	371,300	399,400					
	105	320,800	345,800	372,500	399,700					
	106	321,400	346,900	373,000	400,200					
	107	322,000	347,900	373,600	400,700					
	108	322,600	348,900	374,200	401,200					
	109	323,100	350,100	374,800	401,500					
	110	323,600	351,100	375,300	402,000					
	111	324,000	352,100	375,700	402,500					
	112	324,500	353,000	376,200	403,000					
	113	325,300	353,900	376,600	403,300					
	114	326,100	354,900	377,000	403,800					
	115	326,800	355,900	377,500	404,300					
	116	327,400	356,900	378,000	404,800					
	117	328,000	357,900	378,400	405,200					
	118	328,700	358,300	378,900	405,700					
	119	329,400	358,900	379,500	406,100					
	120	330,200	359,500	380,000	406,600					
	121	330,800	359,800	380,200	407,000					
	122	331,100	360,200	380,700	407,500					
	123	331,600	360,600	381,200	407,900					
	124	332,100	361,000	381,600	408,400					
	125	332,400	361,400	382,100	408,800					
	126		361,800	382,700						
	127		362,200	383,200						
	128		362,600	383,700						
	129		363,000	384,000						
	130		363,400	384,500						
	131		363,800	385,000						
	132		364,200	385,500						
	133		364,400	385,800						
	134		364,900	386,300						
	135		365,300	386,700						
	136		365,600	387,100						
	137		365,900	387,400						
	138		366,300	387,900						
	139		366,800	388,400						
	140		367,300	388,900						
	141		367,600	389,200						
	142		368,200							
	143		368,700							
	144		369,200							
	145		369,500							
定年前再任用 短時間勤務 職員	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準	基 準
	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	248,200	260,100	264,300	296,200	313,100	327,600	351,400	387,300	419,600	

備考 この表は、警察官に適用する。

別表第三（第四条関係）

教 育 職 給 料 表

イ 教育職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	201,500	248,300	322,300	379,900	455,600
	2	203,800	249,800	324,100	381,400	457,400
	3	206,200	251,200	325,900	382,800	459,200
	4	208,400	252,600	327,600	384,200	461,000
	5	210,600	254,100	329,200	385,600	462,600
	6	212,900	255,300	331,200	387,100	464,300
	7	215,100	256,600	333,100	388,600	466,200
	8	217,400	257,700	335,000	390,100	467,900
	9	219,600	259,100	336,800	391,400	469,700
	10	221,800	260,300	338,800	392,900	471,300
	11	224,000	261,600	340,700	394,400	472,800
	12	226,200	262,900	342,500	395,900	474,300
	13	228,500	264,300	344,200	397,300	475,800
	14	230,600	266,200	345,900	398,800	477,100
	15	232,700	268,000	347,500	400,300	478,400
	16	234,800	269,800	349,100	401,900	479,700
	17	236,800	271,500	350,700	403,300	480,900
	18	238,700	273,700	352,000	404,900	481,600
	19	240,400	275,900	353,300	406,500	482,300
	20	242,200	278,200	354,500	408,000	483,000
	21	243,900	280,400	355,800	409,200	483,700
	22	245,200	282,600	357,400	410,600	
	23	246,500	284,800	359,000	412,000	
	24	247,800	286,900	360,500	413,400	
	25	249,000	288,900	362,000	415,000	
	26	250,200	290,900	363,600	416,400	
	27	251,400	292,800	365,300	417,700	
	28	252,600	294,600	366,800	419,100	
	29	253,800	296,400	368,300	420,500	
	30	255,000	298,300	369,900	421,800	
	31	256,200	300,100	371,500	423,300	
	32	257,400	301,800	373,000	424,800	
	33	258,500	303,600	374,500	426,500	
	34	259,800	305,400	376,100	427,900	
	35	261,100	307,100	377,800	429,500	
	36	262,400	308,700	379,300	431,000	
	37	263,800	310,300	380,800	432,700	
	38	265,200	312,000	382,300	434,200	
	39	266,600	313,800	383,800	435,800	
	40	267,900	315,500	385,200	437,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	269,200	316,900	386,600	438,900
	42	270,200	318,700	388,100	440,500
	43	271,200	320,500	389,600	441,700
	44	272,100	322,300	391,000	442,900
	45	272,800	324,000	392,500	444,100
	46	273,600	325,900	394,100	445,400
	47	274,400	327,700	395,700	446,600
	48	275,200	329,400	397,100	447,800
	49	276,000	331,100	398,400	448,900
	50	276,800	332,900	399,800	450,100
	51	277,500	334,700	401,200	451,300
	52	278,400	336,400	402,500	452,500
	53	279,200	338,100	403,700	453,700
	54	280,000	339,400	404,900	455,000
	55	280,800	340,800	406,200	456,200
	56	281,600	342,100	407,500	457,400
	57	282,300	343,600	408,800	458,500
	58	282,900	345,200	410,100	459,100
	59	283,700	346,700	411,500	459,600
	60	284,600	348,300	412,800	460,100
	61	285,400	349,800	414,000	460,600
	62	286,000	351,400	415,400	461,200
	63	286,800	353,100	416,800	461,700
	64	287,500	354,600	418,100	462,200
	65	288,500	356,100	419,300	462,700
	66	289,300	357,700	420,500	463,300
	67	290,100	359,300	421,800	463,800
	68	290,900	360,800	423,200	464,300
	69	291,600	362,300	424,500	464,800
	70	292,400	363,900	425,700	
	71	293,200	365,600	426,800	
	72	293,900	367,100	428,000	
	73	294,600	368,600	429,200	
	74	295,300	370,200	430,300	
	75	296,100	371,800	431,500	
	76	296,600	373,300	432,500	
	77	297,200	374,800	433,600	
	78	297,900	376,200	434,600	
	79	298,600	377,700	435,600	
	80	299,200	379,000	436,600	
	81	299,800	380,300	437,500	
	82	300,500	381,700	438,300	
	83	301,200	383,100	439,100	
	84	301,900	384,500	439,900	
	85	302,600	385,600	440,700	
	86	303,500	387,000	441,100	
	87	304,200	388,300	441,500	
	88	304,900	389,600	441,900	

	89	305,600	390,800	442,300		
	90	306,500	392,100	442,600		
	91	307,300	393,200	442,900		
	92	308,100	394,400	443,100		
	93	308,600	395,600	443,400		
	94	309,400	396,700	443,700		
	95	310,200	398,000	444,000		
	96	311,000	399,200	444,200		
	97	311,700	400,600	444,400		
	98	312,500	401,600			
	99	313,300	402,600			
	100	314,000	403,600			
	101	314,800	404,500			
	102	315,800	405,500			
	103	316,700	406,600			
	104	317,500	407,700			
	105	318,100	408,400			
	106	318,900	409,300			
	107	319,700	410,200			
	108	320,500	411,100			
	109	321,300	412,000			
	110	321,700	412,800			
	111	322,100	413,600			
	112	322,600	414,400			
	113	323,100	415,000			
	114	323,500	415,700			
	115	324,000	416,400			
	116	324,400	417,100			
	117	324,800	417,700			
	118	325,400	418,200			
	119	325,800	418,600			
	120	326,300	418,900			
	121	326,800	419,200			
	122	327,200	419,500			
	123	327,700	419,800			
	124	328,200	420,000			
	125	328,800	420,200			
	126	329,100	420,500			
	127	329,400	420,800			
	128	329,700	421,000			
	129	329,900	421,200			
	130	330,200	421,500			
	131	330,500	421,800			
	132	330,700	422,000			
	133	330,900	422,200			
	134	331,100	422,500			
	135	331,300	422,800			
	136	331,600	423,000			

	137	331,900	423,200					
	138	332,100	423,500					
	139	332,400	423,800					
	140	332,700	424,000					
	141	332,900	424,200					
	142	333,100	424,500					
	143	333,400	424,800					
	144	333,600	425,000					
	145	333,900	425,200					
	146	334,100	425,500					
	147	334,400	425,800					
	148	334,700	426,000					
	149	334,900	426,200					
	150	335,100						
	151	335,400						
	152	335,700						
153	335,900							
定年前再任用 短時間勤務職員	基給	準額	基給	準額	基給	準額	基給	準額
	料	月	料	月	料	月	料	月
		円		円		円		円
		240,400		281,400		310,700		339,300
								425,300

備考(一) この表は、高等学校及びこれに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額、この表の額に7,700円をそれぞれ加算した額とする。

ロ 教育職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	特2級	3 級	4 級
	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	201,500	222,500	322,300	351,500	439,200
	2	203,800	224,900	324,100	353,100	440,600
	3	206,200	227,300	325,900	354,600	441,800
	4	208,400	229,800	327,600	356,100	443,100
	5	210,600	232,200	329,200	357,500	444,200
	6	212,900	234,600	331,200	358,900	445,300
	7	215,100	237,000	333,100	360,300	446,500
	8	217,400	239,400	335,000	361,700	447,700
	9	219,600	241,900	336,800	363,100	449,000
	10	221,800	243,500	338,800	364,400	450,200
	11	224,000	245,100	340,700	365,800	451,200
	12	226,200	246,700	342,500	367,100	452,300
	13	228,500	248,300	344,200	368,300	453,500
	14	230,600	249,800	345,900	369,600	454,300
	15	232,700	251,200	347,500	370,800	455,200
	16	234,800	252,600	349,100	372,000	456,100
	17	236,800	254,100	350,700	373,200	457,000
	18	238,700	255,300	352,000	374,400	457,500
	19	240,400	256,600	353,000	375,600	458,000
	20	242,200	257,700	354,800	376,700	458,500
	21	243,900	259,100	355,800	377,900	459,000
	22	245,200	260,300	357,400	379,100	459,500
	23	246,500	261,600	359,000	380,300	460,000
	24	247,800	262,900	360,500	381,400	460,500
	25	249,000	264,300	361,200	382,500	461,000
	26	250,100	266,200	362,600	383,700	
	27	251,200	268,000	364,000	384,900	
	28	252,300	269,800	365,400	386,000	
	29	253,600	271,500	366,700	387,100	
	30	254,900	273,700	368,100	388,300	
	31	256,100	275,900	369,400	389,600	
	32	257,300	278,200	370,700	390,700	
	33	258,400	280,400	372,000	391,800	
	34	259,600	282,600	373,200	393,000	
	35	260,900	284,800	374,400	394,200	
	36	262,000	286,900	375,700	395,400	
	37	263,200	288,900	376,900	396,600	
	38	264,400	290,900	378,100	397,900	
	39	265,700	292,800	379,300	399,200	
	40	266,900	294,600	380,500	400,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	268,100	296,400	381,600	401,600
	42	269,200	298,300	382,800	402,900
	43	270,300	300,100	384,000	403,900
	44	271,400	301,800	385,200	405,000
	45	272,400	303,600	386,400	406,200
	46	273,200	305,400	387,700	407,400
	47	274,000	307,100	389,000	408,600
	48	274,800	308,700	390,200	409,800
	49	275,500	310,300	391,100	410,900
	50	276,300	312,000	392,300	411,900
	51	277,000	313,800	393,300	413,300
	52	277,700	315,500	394,400	414,500
	53	278,600	316,900	395,200	415,700
	54	279,400	318,700	396,300	416,800
	55	280,200	320,500	397,300	417,900
	56	280,900	322,300	398,400	419,000
	57	281,600	324,000	399,500	420,000
	58	282,400	325,900	400,500	421,200
	59	283,200	327,700	401,600	422,400
	60	283,900	329,400	402,700	423,600
	61	284,500	331,100	403,700	424,200
	62	285,200	332,900	404,800	425,000
	63	285,900	334,700	405,900	425,700
	64	286,600	336,400	406,900	426,300
	65	287,200	338,100	407,800	426,600
	66	287,900	339,400	408,700	426,900
	67	288,600	340,800	409,700	427,300
	68	289,300	342,100	410,700	427,700
	69	290,000	343,600	411,500	428,000
	70	290,900	345,200	412,400	428,400
	71	291,600	346,700	413,100	428,700
	72	292,500	348,300	413,900	429,000
	73	292,800	349,800	414,600	429,300
	74	293,500	351,400	415,200	429,700
	75	294,200	353,100	415,900	430,000
	76	294,800	354,600	416,600	430,300
	77	295,400	356,100	417,200	430,600
	78	296,100	357,000	417,900	430,900
	79	296,700	358,500	418,400	431,200
	80	297,300	360,000	419,000	431,400
	81	297,900	361,400	419,400	431,600
	82	298,500	362,700	419,800	431,900
	83	299,100	364,000	420,100	432,200
	84	299,700	365,300	420,400	432,400
	85	300,200	366,500	420,600	432,600
	86	300,700	367,700	420,900	432,900
	87	301,200	368,900	421,200	433,200
	88	301,700	370,000	421,400	433,400

	89	302,100	371,100	421,600	433,600	
	90	302,800	372,200	421,900		
	91	303,300	373,300	422,200		
	92	303,800	374,400	422,400		
	93	304,100	375,600	422,600		
	94	304,600	376,800	422,900		
	95	305,100	377,900	423,200		
	96	305,500	379,000	423,400		
	97	305,900	380,000	423,600		
	98	306,400	381,000	423,900		
	99	306,900	381,900	424,200		
	100	307,300	382,800	424,400		
	101	307,700	383,700	424,600		
	102	308,100	384,700	424,900		
	103	308,500	385,600	425,200		
	104	308,800	386,500	425,400		
	105	309,000	387,300	425,700		
	106	309,300	388,200			
	107	309,600	389,100			
	108	309,800	390,000			
	109	310,000	390,800			
	110	310,200	391,800			
	111	310,500	392,700			
	112	310,800	393,600			
	113	311,100	394,200			
	114	311,300	395,100			
	115	311,500	396,000			
	116	311,800	396,900			
	117	312,100	397,800			
	118	312,200	398,500			
	119	312,500	399,300			
	120	312,800	400,100			
	121	312,900	400,700			
	122	313,100	401,400			
	123	313,400	402,100			
	124	313,700	402,700			
	125	313,900	403,300			
	126		404,000			
	127		404,500			
	128		405,100			
	129		405,700			
	130		406,300			
	131		406,800			
	132		407,300			
	133		407,600			
	134		407,900			
	135		408,200			
	136		408,500			

	137		408,800			
	138		409,100			
	139		409,400			
	140		409,700			
	141		410,000			
	142		410,300			
	143		410,600			
	144		410,900			
	145		411,200			
	146		411,500			
	147		411,800			
	148		412,000			
	149		412,200			
	150		412,500			
	151		412,800			
	152		413,000			
	153		413,200			
	154		413,500			
	155		413,800			
	156		414,000			
	157		414,200			
	158		414,500			
	159		414,800			
	160		415,000			
	161		415,200			
定年前再任用短時間勤務職員		基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額	基 給 料 月 準 額
		円	円	円	円	円
		231,600	278,300	305,900	332,700	415,300

備考(一) この表は、中学校、小学校及びこれらに準ずるものに勤務する校長、副校長、教頭、主幹教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

(二) この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員の給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

別表第四（第四条関係）

研 究 職 給 料 表

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号俸	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円
	1	185,400	235,800	328,700	379,100	450,200
	2	186,500	240,200	330,800	380,500	460,200
	3	187,700	242,900	332,800	381,900	469,600
	4	188,800	245,600	334,800	383,300	479,600
	5	189,900	248,200	336,700	384,700	489,300
	6	192,100	249,800	338,600	386,100	499,200
	7	194,200	251,300	340,600	387,500	508,100
	8	196,300	252,800	342,500	389,000	516,100
	9	198,400	254,400	344,300	390,400	523,900
	10	200,400	256,500	345,900	391,900	531,100
	11	202,400	258,600	347,500	393,300	536,400
	12	204,500	260,500	349,100	394,700	541,000
	13	206,500	262,600	350,700	396,100	544,000
	14	208,400	264,900	352,000	397,600	546,000
	15	210,400	267,300	352,800	399,100	
	16	212,100	269,500	353,800	400,700	
	17	213,800	271,700	354,900	402,200	
	18	215,600	274,200	356,200	403,800	
	19	217,500	276,600	357,400	405,400	
	20	219,300	279,000	358,600	407,100	
	21	221,100	281,300	359,800	408,300	
	22	222,900	283,400	360,900	409,700	
	23	224,600	285,500	362,000	411,100	
	24	226,300	287,500	363,100	412,400	
	25	228,000	289,500	364,200	413,800	
	26	230,300	291,500	365,300	415,100	
	27	232,100	293,400	366,300	416,600	
	28	234,000	295,300	367,300	418,100	
	29	236,000	297,200	368,200	419,300	
	30	237,000	298,700	369,100	420,500	
	31	238,100	300,200	369,900	422,100	
	32	239,200	301,700	370,700	423,600	
	33	240,600	303,300	371,400	424,900	
	34	242,200	304,800	372,200	426,400	
	35	243,700	306,300	373,000	427,800	
	36	245,200	307,700	373,800	429,200	

	37	246,700	309,100	374,600	430,600	
	38	248,300	310,000	375,400	432,000	
	39	249,900	310,900	376,200	433,400	
	40	251,500	311,800	377,200	434,800	
	41	253,100	312,600	378,100	435,900	
	42	254,600	313,100	379,400	437,200	
	43	256,200	313,600	380,700	438,600	
	44	257,700	314,100	381,900	439,900	
	45	259,200	314,600	382,600	440,800	
	46	260,500	315,200	383,600	441,600	
	47	261,700	315,700	384,500	442,500	
	48	262,900	316,200	385,200	443,400	
	49	264,100	316,600	385,900	444,200	
	50	265,200	317,100	386,600	445,000	
	51	266,400	317,600	387,300	445,600	
	52	267,500	318,100	388,000	446,400	
	53	268,600	318,500	388,600	446,800	
	54	269,700	319,000	389,300	447,400	
	55	270,700	319,400	390,100	447,900	
	56	271,700	319,800	390,900	448,400	
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	57	272,700	320,200	391,500	448,900	
	58	273,400	320,600	392,300		
	59	274,000	321,000	393,000		
	60	274,600	321,400	393,700		
	61	275,200	321,800	394,300		
	62	275,800	322,400	395,000		
	63	276,400	323,000	395,700		
	64	277,000	323,600	396,400		
	65	277,600	324,100	397,100		
	66	278,300	324,700	397,800		
	67	278,900	325,300	398,400		
	68	279,500	325,900	399,100		
	69	280,100	326,400	399,800		
	70	280,800	327,000	400,300		
	71	281,500	327,700	400,900		
	72	282,200	328,300	401,500		
	73	282,800	328,800	402,000		
	74	283,500	329,500	402,600		
	75	284,200	330,200	403,200		
	76	284,900	330,900	403,700		
	77	285,500	331,600	404,200		
	78	286,200	332,300	404,700		
	79	286,900	333,000	405,200		
	80	287,500	333,700	405,900		
	81	288,100	334,400	406,300		

	82	288,800	335,200	406,800		
	83	289,500	335,900	407,300		
	84	290,100	336,600	408,000		
	85	290,800	337,100	408,400		
	86	291,500	337,600	408,900		
	87	292,200	337,900	409,400		
	88	292,800	338,300	410,100		
	89	293,400	338,600	410,500		
	90	294,100	339,100			
	91	294,800	339,500			
	92	295,400	340,000			
	93	296,000	340,300			
	94	296,700	340,700			
	95	297,300	341,100			
	96	297,900	341,500			
	97	298,200	342,000			
	98	298,800	342,500			
	99	299,400	343,000			
	100	299,900	343,500			
	101	300,400	344,000			
	102	300,800	344,500			
103	301,200	345,000				
104	301,700	345,500				
105	302,100	345,900				
106	302,600	346,300				
107	303,100	346,800				
108	303,400	347,200				
109	303,600	347,700				
110	304,000	348,100				
111	304,300	348,500				
112	304,500	348,900				
113	304,800	349,400				
114	305,100	349,800				
115	305,400	350,200				
116	305,700	350,600				
117	306,000	351,100				
118	306,300	351,500				
119	306,500	351,900				
120	306,800	352,300				
121	307,100	352,700				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	基給料月額	
	円	円	円	円	円	
	223,600	265,800	291,000	334,100	393,800	

備考 この表は、試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第五（第四条関係）

医 療 職 給 料 表

イ 医療職給料表(一)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円
	1	293,800	403,600	458,800	554,200
	2	296,100	406,300	460,800	560,400
	3	298,400	408,900	462,700	565,700
	4	300,700	411,400	464,700	570,700
	5	302,800	413,800	466,100	575,100
	6	306,300	416,100	467,900	579,400
	7	309,800	418,200	469,700	583,000
	8	313,300	420,300	471,500	586,100
	9	316,700	422,400	473,300	588,700
	10	320,200	423,900	475,100	591,000
	11	323,600	425,400	477,000	
	12	327,100	427,200	478,800	
	13	330,500	428,400	480,600	
	14	334,000	429,900	482,400	
	15	337,400	431,400	484,200	
	16	340,900	432,800	486,000	
	17	344,300	434,200	487,900	
	18	347,400	435,700	489,800	
	19	350,500	437,200	491,700	
	20	353,700	438,700	493,600	
	21	356,900	440,100	495,500	
	22	360,000	441,600	497,200	
	23	363,100	443,100	499,000	
	24	366,200	444,500	500,900	
	25	369,200	445,900	502,500	
	26	371,500	447,300	504,300	
	27	373,800	448,700	506,100	
	28	376,000	450,100	507,700	
	29	378,000	451,600	509,100	
	30	379,700	453,000	510,800	
	31	381,400	454,400	512,600	
	32	383,200	455,800	514,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	33	385,000	457,200	515,900	
	34	386,800	458,600	517,200	
	35	388,400	460,000	518,500	
	36	389,900	461,400	519,800	
	37	391,300	462,900	520,800	
	38	392,800	464,600	522,100	
	39	394,300	466,200	523,400	
	40	395,800	467,800	524,700	
	41	397,300	469,400	525,700	
	42	398,000	470,600	526,500	
	43	398,300	471,900	527,400	
	44	399,800	473,000	528,200	
	45	400,200	474,000	529,100	
	46	400,800	475,000	529,900	
	47	401,400	475,900	530,700	
	48	402,100	476,700	531,400	
	49	402,700	477,400	532,200	
	50	403,200	478,100	533,000	
	51	403,700	478,800	533,700	
	52	404,200	479,400	534,600	
	53	404,700	480,100	535,500	
	54	405,100	480,800	536,300	
	55	405,500	481,400	537,200	
	56	405,900	482,000	538,100	
	57	406,300	482,300	538,900	
	58	406,700	482,900	539,800	
	59	407,100	483,600	540,700	
	60	407,600	484,400	541,500	
	61	408,000	484,800	542,300	
	62	408,400	485,400	543,200	
	63	408,800	486,100	544,100	
	64	409,200	486,800	545,000	
	65	409,500	487,200	545,800	
	66		487,800	546,700	
	67		488,400	547,600	
	68		488,900	548,500	
	69		489,400	549,300	
	70		489,900	550,200	
	71		490,400	551,100	
	72		490,900	552,000	

	73		491,300	552,800	
	74		491,800		
	75		492,200		
	76		492,700		
	77		493,200		
	78		493,800		
	79		494,400		
	80		494,800		
	81		495,300		
	82		495,900		
	83		496,500		
	84		497,000		
	85		497,500		
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給 料 月 準 額 円	基 給 料 月 準 額 円	基 給 料 月 準 額 円	基 給 料 月 準 額 円
		304,200	347,200	402,800	477,200

備考 この表は、保健所等に勤務する医師及び歯科医師で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ロ 医療職給料表(二)

職員 の区 分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号俸	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円
	1	190,100	229,300	265,100	284,100	317,600	358,100	411,600
	2	192,300	230,600	266,000	284,900	319,000	359,800	413,600
	3	194,400	231,900	266,800	285,700	320,100	361,400	415,500
	4	196,500	233,200	267,600	286,400	321,900	363,000	417,300
	5	198,500	234,500	268,400	287,100	323,200	364,600	419,100
	6	200,500	235,500	269,200	287,800	324,800	366,500	420,900
	7	202,500	236,500	270,000	288,500	326,300	368,000	422,700
	8	204,400	237,500	270,800	289,300	327,900	369,600	424,500
	9	206,200	238,600	271,600	290,100	329,400	371,000	426,100
	10	208,100	239,800	272,400	291,000	331,000	372,600	427,700
	11	210,000	241,200	273,200	291,800	332,500	374,200	429,200
	12	212,100	242,500	274,000	292,500	334,000	375,800	430,700
	13	213,800	243,800	274,800	293,200	335,500	377,700	432,200
	14	215,800	245,100	275,600	294,300	337,100	379,600	433,500
	15	218,100	246,400	276,400	295,400	338,600	381,500	434,800
	16	220,200	247,600	277,200	296,600	340,200	383,300	436,000
	17	222,300	248,800	278,100	297,800	341,700	384,900	437,200
	18	223,400	250,000	278,900	299,000	343,300	386,700	438,500
	19	224,500	251,200	279,700	300,200	344,900	388,400	439,800
	20	225,600	252,400	280,500	301,400	346,400	390,000	441,100
	21	226,700	253,500	281,300	302,600	347,700	391,700	442,300
	22	227,600	254,500	282,200	303,900	349,200	393,100	443,100
	23	228,500	255,300	283,100	305,100	350,700	394,500	443,900
	24	229,500	256,100	283,900	306,500	352,300	395,900	444,700
	25	230,400	256,900	284,700	307,500	353,800	397,300	445,300
	26	231,300	257,700	285,600	308,700	355,300	398,600	445,900
	27	232,200	258,500	286,500	309,800	356,800	399,800	446,500
	28	233,100	259,300	287,300	311,000	358,400	400,800	447,100

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	29	234,000	260,100	288,100	312,300	359,900	401,900	447,800
	30	234,900	260,900	289,200	313,500	361,500	403,100	448,600
	31	235,800	261,700	290,200	314,700	363,000	404,200	449,000
	32	236,700	262,500	291,400	316,000	364,500	405,300	449,700
	33	237,500	263,300	292,300	317,200	365,700	406,000	450,200
	34	238,300	264,200	293,400	318,300	366,800	406,700	450,600
	35	239,100	264,800	294,400	319,500	368,000	407,400	451,000
	36	239,900	265,700	295,400	320,700	369,100	408,100	451,400
	37	240,700	266,600	296,400	321,900	370,200	408,700	451,800
	38	241,600	267,400	297,400	323,200	371,000	409,300	452,200
	39	242,400	268,200	298,400	324,500	372,000	409,800	452,600
	40	243,200	269,000	299,400	325,700	373,100	410,200	452,900
	41	243,800	269,800	300,400	326,600	374,100	410,600	453,200
	42	244,400	270,500	301,600	327,900	375,100	410,800	453,600
	43	245,000	271,400	302,800	329,100	376,100	411,100	453,900
	44	245,500	272,200	303,900	330,300	377,000	411,400	454,200
	45	246,000	272,900	305,000	331,400	377,800	411,800	454,600
	46	246,600	273,700	306,100	332,400	378,600	412,100	
	47	247,100	274,500	307,200	333,400	379,500	412,400	
	48	247,500	275,300	308,300	334,300	380,300	412,700	
	49	247,900	276,000	309,400	335,200	380,800	412,900	
	50	248,400	276,800	310,500	336,200	381,600	413,200	
	51	248,900	277,500	311,600	337,200	382,400	413,500	
	52	249,400	278,400	312,700	338,100	383,300	413,800	
	53	249,700	279,000	313,700	338,600	383,700	414,000	
	54	250,000	279,700	314,700	339,500	384,400	414,300	
	55	250,300	280,400	315,800	340,300	385,100	414,600	
	56	250,600	281,300	316,800	341,200	385,700	414,900	
	57	250,900	281,800	317,800	341,900	386,100	415,100	
	58	251,200	282,500	318,800	342,200	386,600	415,400	
	59	251,500	283,200	319,800	342,700	387,200	415,700	
	60	251,800	283,800	320,700	343,300	387,800	415,900	
	61	252,100	284,400	321,600	343,900	388,200	416,100	
	62	252,400	285,100	322,400	344,600	388,700	416,400	
	63	252,700	285,800	323,100	345,300	389,200	416,700	
	64	253,000	286,400	323,800	345,900	389,700	416,900	

	65	253,400	287,000	324,400	346,600	390,300	417,100		
	66	253,700	287,700	325,100	347,100	390,800	417,400		
	67	254,000	288,400	325,700	347,700	391,400	417,700		
	68	254,300	289,000	326,400	348,300	392,000	417,900		
	69	254,600	289,600	327,000	348,600	392,500	418,100		
	70	254,900	290,400	327,200	349,200	393,000	418,400		
	71	255,200	291,100	327,700	349,700	393,500	418,700		
	72	255,400	291,700	328,200	350,200	394,000	418,900		
	73	255,600	292,300	328,800	350,700	394,300	419,100		
	74	255,900	292,900	329,300	351,200	394,800			
	75	256,200	293,200	329,800	351,700	395,200			
	76	256,500	293,600	330,200	352,100	395,600			
	77	256,600	294,000	330,800	352,400	396,000			
	78	256,800	294,300	331,300	352,700	396,500			
	79	257,200	294,600	331,700	352,900	396,900			
	80	257,400	294,900	332,200	353,200	397,300			
	81	257,500	295,200	332,700	353,800	397,700			
	82	257,900	295,500	333,100	354,100	398,200			
	83	258,300	295,800	333,300	354,400	398,600			
	84	258,400	296,000	333,600	354,700	399,000			
	85	258,600	296,200	334,000	355,100	399,400			
	86		296,400	334,400	355,400				
	87		296,700	334,700	355,700				
	88		296,900	335,000	356,000				
	89		297,300	335,300	356,400				
	90		297,500	335,500	356,700				
	91		297,700	335,900	357,000				
	92		297,900	336,200	357,300				
	93		298,300	336,400	357,600				
	94		298,500	336,700	358,000				
	95		298,700	337,000	358,400				
	96		299,000	337,300	358,800				
	97		299,300	337,500	359,300				
	98		299,500	337,800	359,700				
	99		299,700	338,100	360,100				
	100		300,000	338,300	360,500				

	101		300,300	338,400	361,000			
	102		300,500	338,700				
	103		300,700	339,100				
	104		301,000	339,400				
	105		301,300	339,600				
	106			340,000				
	107			340,400				
	108			340,800				
	109			341,000				
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員		基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額	基 準 給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円	円
		194,600	221,400	250,100	263,800	289,600	323,200	365,700

備考 この表は、保健所等に勤務する薬剤師、栄養士その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

ハ 医療職給料表(三)

職員 の区 分	職務 の級 号俸	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額	給 料 月 額
		円	円	円	円	円	円
	1	209,400	242,600	284,100	297,600	321,900	365,000
	2	211,300	244,800	284,600	298,200	323,100	366,700
	3	213,100	247,000	285,100	298,800	323,900	368,400
	4	214,800	249,200	285,600	299,300	325,000	370,200
	5	216,600	251,400	286,100	299,800	325,900	372,000
	6	218,500	252,400	286,600	300,400	327,100	374,000
	7	220,300	253,400	287,100	301,000	328,400	376,000
	8	222,000	254,300	287,600	301,500	329,600	378,000
	9	223,700	255,200	288,100	302,000	330,700	379,700
	10	225,700	256,400	288,600	302,600	331,900	381,800
	11	227,600	257,500	289,100	303,300	333,000	384,000
	12	229,600	258,500	289,600	303,800	334,100	386,000
	13	231,500	259,200	290,100	304,300	335,200	387,900
	14	233,500	259,900	290,700	305,000	336,400	389,500
	15	235,500	260,600	291,200	305,700	337,500	391,300
	16	237,500	261,500	291,700	306,400	338,600	393,100
	17	239,500	262,600	292,200	307,100	339,700	394,800
	18	241,600	263,700	292,700	308,000	341,000	396,500
	19	243,700	264,800	293,200	308,900	342,100	398,500
	20	245,700	265,900	293,700	309,800	343,200	400,200
	21	247,600	267,100	294,200	310,600	344,400	401,900
	22	248,800	268,200	294,700	311,500	345,500	403,600
	23	250,000	269,300	295,200	312,400	346,600	405,400
	24	251,100	270,400	295,700	313,500	347,700	407,100
	25	252,200	271,400	296,200	314,100	348,800	408,700
	26	253,200	272,500	296,800	315,100	350,100	410,400
	27	254,100	273,600	297,600	316,000	351,400	412,300
	28	255,000	274,600	298,400	316,900	352,800	414,100
	29	255,800	275,600	299,100	317,700	354,000	415,600
	30	256,600	276,300	299,900	318,800	355,500	417,100
	31	257,300	277,000	300,700	319,900	357,000	418,600
	32	258,000	277,700	301,500	321,000	358,500	419,900
	33	258,800	278,400	302,200	322,100	359,700	421,000
	34	259,600	279,100	303,100	323,200	361,200	422,100
	35	260,400	279,600	303,900	324,300	362,600	423,200
	36	261,100	280,100	304,800	325,400	364,000	424,400
	37	261,800	280,600	305,400	326,500	365,400	425,700
	38	262,700	281,200	306,200	327,800	366,400	426,900

定年 前再 任用 短時 間勤	39	263,600	281,700	307,000	328,900	367,800	428,100
	40	264,400	282,200	307,800	330,000	369,200	429,200
	41	265,200	282,600	308,500	330,800	370,500	430,400
	42	266,100	283,100	309,500	331,900	371,900	431,400
	43	267,000	283,600	310,500	333,000	373,200	432,500
	44	267,800	284,100	311,400	334,000	374,500	433,600
	45	268,600	284,600	312,300	335,000	376,000	434,600
	46	269,300	285,100	313,300	336,000	377,200	435,100
	47	270,000	285,600	314,300	337,000	378,300	435,700
	48	270,600	286,100	315,300	338,000	379,500	436,100
	49	271,200	286,600	316,200	339,200	380,600	436,700
	50	271,700	287,100	317,200	340,500	381,500	437,200
	51	272,200	287,600	318,200	341,800	382,500	437,600
	52	272,600	288,100	319,200	343,000	383,500	438,100
	53	273,000	288,600	320,000	343,900	384,100	438,600
	54	273,500	289,100	321,000	345,100	384,900	439,000
	55	274,000	289,600	322,000	346,200	385,700	439,300
	56	274,400	290,100	322,900	347,500	386,500	439,600
	57	274,800	290,700	323,800	348,500	387,200	440,100
	58	275,200	291,500	324,800	349,400	387,900	
	59	275,600	292,300	325,800	350,500	388,600	
	60	276,000	293,000	326,700	351,700	389,200	
	61	276,400	293,700	327,700	352,800	389,800	
	62	276,800	294,600	328,900	354,000	390,400	
	63	277,200	295,500	330,100	355,300	391,100	
	64	277,600	296,500	331,300	356,300	391,700	
	65	278,100	297,100	332,000	357,300	392,400	
	66	278,500	298,000	333,100	358,300	392,900	
	67	278,900	298,800	334,200	359,400	393,500	
	68	279,300	299,600	335,100	360,500	394,000	
	69	279,700	300,400	336,200	361,300	394,400	
	70	280,200	301,300	336,900	362,400	395,000	
	71	280,700	302,200	338,000	363,500	395,500	
	72	281,100	303,200	339,100	364,500	395,800	
	73	281,500	304,100	340,300	365,200	396,100	
	74	282,100	305,000	341,500	366,000	396,600	
	75	282,700	305,900	342,600	366,800	397,100	
	76	283,200	306,800	343,700	367,500	397,400	
	77	283,700	307,600	344,800	368,100	397,700	
	78	284,300	308,600	345,900	368,700	398,200	
	79	284,900	309,600	346,900	369,200	398,700	
	80	285,400	310,500	348,000	369,700	399,100	
	81	285,900	311,000	348,900	370,300	399,400	
	82	286,400	311,900	349,900	370,800	399,800	
	83	286,900	312,800	350,800	371,300	400,300	
	84	287,400	313,600	351,800	371,800	400,700	

務職員以外の職員	85	287,900	314,400	352,700	372,200	401,100
	86	288,400	315,500	353,500	372,600	401,500
	87	288,900	316,500	354,400	373,200	402,000
	88	289,400	317,500	355,200	373,700	402,400
	89	289,900	318,400	355,800	374,000	402,800
	90	290,500	319,500	356,400	374,500	403,200
	91	291,000	320,500	357,000	374,900	403,700
	92	291,500	321,500	357,600	375,200	404,100
	93	292,000	322,300	358,000	375,800	404,500
	94	292,600	323,000	358,400	376,300	
	95	293,200	323,700	358,900	376,800	
	96	293,800	324,300	359,300	377,300	
	97	294,400	324,900	359,800	377,900	
	98	294,900	325,200	360,200	378,400	
	99	295,400	325,900	360,700	378,900	
	100	295,900	326,400	361,100	379,300	
	101	296,400	326,800	361,400	379,900	
	102	296,900	327,400	361,900	380,400	
	103	297,400	328,000	362,300	380,900	
	104	297,900	328,500	362,600	381,400	
	105	298,300	328,900	363,000	382,000	
	106	298,800	329,400	363,500	382,500	
	107	299,300	329,900	364,000	383,000	
	108	299,600	330,400	364,500	383,500	
	109	299,800	330,800	365,000	384,100	
	110	300,100	331,200	365,500		
	111	300,300	331,500	366,000		
	112	300,600	331,800	366,400		
	113	300,900	332,100	366,800		
	114	301,100	332,500	367,200		
	115	301,400	332,800	367,700		
	116	301,600	333,100	368,300		
	117	301,900	333,300	368,700		
	118	302,200	333,600	369,200		
	119	302,500	333,900	369,700		
	120	302,800	334,100	370,200		
	121	303,100	334,300	370,500		
	122	303,500	334,600			
	123	303,800	334,900			
	124	304,100	335,200			
	125	304,300	335,400			
	126	304,500	335,700			
	127	304,800	336,100			
	128	305,200	336,300			
	129	305,400	336,400			
	130	305,700	336,700			
	131	306,100	337,100			

	132	306,500	337,300				
	133	306,700	337,600				
	134	307,000	338,000				
	135	307,300	338,400				
	136	307,600	338,800				
	137	307,800	339,100				
	138	308,100	339,600				
	139	308,400	340,000				
	140	308,700	340,400				
	141	308,900	340,700				
	142	309,300	341,100				
	143	309,700	341,400				
	144	310,000	341,800				
	145	310,100	342,100				
	146	310,400	342,500				
	147	310,800	342,900				
	148	311,200	343,300				
	149	311,400	343,600				
	150	311,600	344,000				
	151	311,900	344,400				
	152	312,200	344,800				
	153	312,600	345,100				
	154	312,800					
	155	313,000					
	156	313,300					
	157	313,600					
	158	313,900					
	159	314,200					
	160	314,500					
	161	314,900					
	162	315,200					
	163	315,500					
	164	315,800					
	165	316,200					
	166	316,500					
	167	316,800					
	168	317,100					
	169	317,500					
定年前再任用短時間勤務職員	基給	準給	基給	基給	基給	基給	基給
	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額	料月額
	円	円	円	円	円	円	円
	241,700	262,300	269,700	280,200	296,700	334,600	

備考 この表は、保健所等に勤務する保健師、助産師、看護師、准看護師その他の職員で人事委員会規則で定めるものに適用する。

別表第六宮城県内の項中「登米市 栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町 柴田郡のうち川崎町 加美郡のうち加美町 遠田郡」を「栗原市 大崎市 刈田郡のうち七ヶ宿町」に改め、同表備考中「平成二十六年四月一日」を「令和六年四月一日」に改める。

（一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第二条 一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第九号）の一部を次のように改正する。

第四条第四項を削り、同条第五項中「第三項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第四項とする。

第五条第一項中「第十一条まで」を「第十条まで」に改め、「第十八条の二（第二項及び第三項第二号に限る。）、第二十条」を削り、同条第二項中「及び第十九条第二項」を「第十九条第二項及び第二十條第二項第一号」に、「百分の百七・五」を「百分の百五」に、「百分の百七十五」を「百分の九十五」と、給与条例第二十條第二項第一号中「百分の百二十五」とあるのは「百分の百二十五、特定任期付職員にあつては百分の八十七・五」に改める。

第五条の三第一項中「から第十一条まで」を「、第十条」に改める。

第六条中「第二十四條第一項及び第二項」を「第二十四條第二項」に、「同条第一項中「及び災害派遣手当」とあるのは「、災害派遣手当及び任期付職員条例第四條第四項に規定する特定任期付職員業績手当」と、同条第二項中「この条例」とあるのは「を「同項中「この条例」とあるのは、」に改める。

（一般職の任期付研究員の採用等に関する条例の一部改正）

第三条 一般職の任期付研究員の採用等に関する条例（平成十五年宮城県条例第十号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「第十一条まで」を「第十条まで」に改め、「第十八条の二（第二項及び第三項第二号に限る。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（号俸の切替え）

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において第一条の規定による改正前の職員の給与に関する条例（以下「旧給与条例」という。）別表第一から別表第五までの給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの施行日における号俸（次項及び同表において「新号俸」という。）は、施

行日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号俸（同表において「旧号俸」という。）に応じて同表に定める号俸とする。

（施行日前の異動者の号俸の調整）

3 施行日前に職務の級を異にする異動をした職員及び人事委員会の定めるこれに準ずるものをした職員の新号俸については、その者が施行日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和八年三月三十一日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 施行日から令和八年三月三十一日までの間における第一条の規定による改正後の職員の給与に関する条例（以下「新給与条例」という。）第十条の規定の適用については、同条第一項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては、支給せず、次項第六号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が八級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして人事委員会規則で定める職員に対しては」と、同条第二項中「五 重度心身障害者」とあるのは

「五 重度心身障害者
六 配偶者（届出をしないが事実上婚

姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第三項中「一万三千円」とあるのは「一万五千円」と、「とする」とあるのは「前項第六号に該当する扶養親族については三千円とする」とする。

（施行日前に異動等があつた職員等の地域手当に関する経過措置）

5 施行日の前日までに旧給与条例第十一条の五第一項若しくは第二項に規定する異動等があつた職員又は同日までに同条第三項の規定により同条第一項若しくは第二項の規定による地域手当を支給される職員との権衡上必要があると認められた職員については、新給与条例第十一条の五第一項中「から三年」とあるのは「から二年」と、

「二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日ま

での期間（前号に掲げる期間を除く。） 前号に掲げる支給割合に百分の八十を乗じて得た割合での期間（前二号に掲げる期間を除く。） 第一号に掲げる支給割合に百分の六十を乗じて得た割合

とあるのは「二 当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間（前号に掲げる期間を除く。） 前号に掲げる支給割合に百分の八十を乗じて得た割合」と、同条第二項中「から三年」

とあるのは「から二年」と、

三 当該異動等の日から同日以後三年を経過する日までの期間（前

号に掲げる期間を除く。) みなし特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合 とあるのは「二
二号に掲げる期間を除く。) みなし特例支給割合に百分の六十を乗じて得た割合」

当該異動等の日から同日以後二年を経過する日までの期間(前号に掲げる期間を除く。) みな
し特例支給割合に百分の八十を乗じて得た割合」と、同条第三項中「者であつた者から」とあるの
は「者が」と、「となつた者又は第一項に規定する異動等に準ずるものとして人事委員会規則で定
めるものがあつた者が」とあるのは「となり」として、同条の規定を適用する。

6 施行日から令和七年十月一日までの間に新給与条例第十一条の二の規定の適用を受けている職員
がその在勤する公署を異にして異動した場合又は当該職員の在勤する公署が移転した場合における
当該職員に対する当該異動に係る地域手当の支給に関する新給与条例第十一条の五第一項の規定
の適用については、同項第一号中「又は三級地の項に定める割合である場合にあつては、同表四級
地の項に定める割合をいい、異動等前の支給割合が当該異動等の後に改定され当該異動等の日の前
日の異動等前の支給割合を超えた場合にあつては、当該異動等の日の前日の異動等前の支給割合を
いう」とあるのは、「三級地の項又は四級地の項に定める割合である場合にあつては、百分の四・
五」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)
7 新給与条例第十一条の八第三項の規定は、施行日前に新たに給料表の適用を受ける職員となつた
者にも適用する。

(再任用職員への特勤勤務手当に準ずる手当及びへき地手当に準ずる手当に関する経過措置)
8 施行日以後に新たに職員の定年等に関する条例(昭和五十九年宮城県条例第三号)第十二条の規
定により採用された職員(次項第一号及び第二号において「定年前再任用短時間勤務職員」という。
及び職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例(令和四年宮城県条例第四十九号)附則第三
条第四項に規定する暫定再任用職員(次項第四号において「暫定再任用勤務職員」という。)(以下
この項、次項及び附則第十二項において「再任用職員」という。)に対して適用されることとなる
新給与条例第十二条の三又は第二十一条の五の規定は、施行日以後に新給与条例第十二条の第三第一
項に規定する異動をした再任用職員若しくは施行日以後に同項に規定する公署の移転があつた再任
用職員又は新給与条例第二十一条の五第一項に規定する異動をした再任用職員若しくは施行日以後
に同項に規定する学校等の移転があつた再任用職員について適用する。

(寒冷地手当に関する経過措置)
9 この項から附則第十三項までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるとこ
ろによる。

一 旧寒冷地等在勤等職員 次に掲げる職員のいずれかに該当する職員であつて、常時勤務に服す

る職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務職員(職員の給与に関する条例
の一部を改正する条例(令和四年宮城県条例第五十四号)附則第五項に規定する暫定再任用短時
間勤務職員をいう。次号において同じ。)であるものをいう。

イ 旧給与条例別表第六に掲げる地域に在勤する職員

ロ 施行日の前日において旧給与条例第二十一条第一項第二号の規定に基づき人事委員会規則で
定めていた公署に在勤する職員

二 新寒冷地等在勤等職員 新給与条例第二十一条第一項各号に掲げる職員のいずれかに該当する
職員であつて、常時勤務に服する職員、定年前再任用短時間勤務職員又は暫定再任用短時間勤務
職員であるものをいう。

三 特定旧寒冷地等在勤等職員 旧寒冷地等在勤等職員であつて、新寒冷地等在勤等職員でないも
のをいう。

四 継続特定旧寒冷地等在勤等職員 基準日(新給与条例第二十一条第一項に規定する基準日をい
い、その属する月が令和七年十一月から令和九年三月までのものに限る。以下同じ。)において
特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日から当該基準日の前日までの間、引き
続き特定旧寒冷地等在勤等職員であつた者(再任用職員にあつては、施行日の前日に常時勤務に
服する職員(暫定再任用勤務職員を除く。附則第十二項において同じ。))であつた者に限る。)を
いう。

五 みなし寒冷地手当額 継続特定旧寒冷地等在勤等職員につき、新給与条例別表第六に規定する
宮城県内をその地域の区分(新給与条例第二十一条第二項に規定する地域の区分をいう。)と、
基準日におけるその基準世帯等区分(当該者の施行日の前日以降における世帯等の区分(同項に
規定する世帯等の区分をいう。以下この号において同じ。))のうち、同項の表宮城県内の項に掲
げる寒冷地手当の額が最も少ない世帯等の区分をいう。)をその世帯等の区分とそれぞれみなし
て、同条第二項の規定を適用したならば算出される寒冷地手当の額をいう。

10 継続特定旧寒冷地等在勤等職員に対して、みなし寒冷地手当額が、次の表の上欄に掲げる基準日
の属する月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を超えることとなるときは、新給与条例第二十一
条第一項及び第二項の規定にかかわらず、みなし寒冷地手当額から同表の上欄に掲げる基準日の属す
る月の区分に応じ同表の下欄に掲げる額を減じた額の寒冷地手当を支給する。

令和七年十一月から令和八年三月まで	六、六〇〇円
令和八年十一月から令和九年三月まで	一三、二〇〇円

11 新給与条例第二十一条第四項の規定は、前項の規定により寒冷地手当を支給される者について準用する。この場合において、同条第四項中「前二項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年宮城県条例第十号）附則第十項」と読み替えるものとする。

12 前二項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者のうち、施行日の前日において旧寒冷地等在勤等職員であった者であつて、施行日から当該基準日の前日までの間、引き続き新寒冷地等在勤等職員又は特定旧寒冷地等在勤等職員であつたもの（前二項の規定により寒冷地手当を支給される者を除き、再任用職員にあつては、施行日の前日に常時勤務に服する職員であつた者に限る。）に対しては、新給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前二項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

13 国家公務員又は給料表の適用を受けない地方公務員であつた者その他人事委員会規則で定める者が、施行日以降に引き続き給料表の適用を受ける職員となり、特定旧寒冷地等在勤等職員となつた場合において、任用の事情、施行日の前日から特定旧寒冷地等在勤等職員となつた日の前日までの間における勤務地等を考慮して前三項の規定により寒冷地手当を支給される者との権衡上必要があると認められるときは、基準日において特定旧寒冷地等在勤等職員である者に対しては、新給与条例第二十一条第一項及び第二項の規定にかかわらず、人事委員会規則で定めるところにより、前三項の規定に準じて、寒冷地手当を支給する。

14 附則第十項から前項までの規定により寒冷地手当を支給する場合における新給与条例第二十一条第六項の規定の適用については、同項中「前各項」とあるのは、「職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（令和七年宮城県条例第十号）附則第十項から第十三項まで」とする。

（人事委員会規則への委任）

15 附則第二項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附則別表（附則第二項関係）

号俸の切替表

イ 行政職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸							
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10級
1	1	1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1	1	2
11	7	3	3	1	1	1	1	2
12	8	4	4	1	1	1	1	2
13	9	5	5	1	1	1	1	2
14	10	6	6	2	1	1	1	3
15	11	7	7	3	1	1	1	3
16	12	8	8	4	1	1	1	3
17	13	9	9	5	1	1	1	3
18	14	10	10	6	2	1	2	3
19	15	11	11	7	3	1	2	4
20	16	12	12	8	4	1	2	4
21	17	13	13	9	5	1	2	4
22	18	14	14	10	6	1	2	
23	19	15	15	11	7	1	3	
24	20	16	16	12	8	2	3	
25	21	17	17	13	9	2	3	
26	22	18	18	14	10	2	3	
27	23	19	19	15	11	2	4	
28	24	20	20	16	12	3	4	
29	25	21	21	17	13	3	4	
30	26	22	22	18	14	3	4	
31	27	23	23	19	15	3	5	
32	28	24	24	20	16	3	5	
33	29	25	25	21	17	3	5	
34	30	26	26	22	18	4	5	
35	31	27	27	23	19	4	6	
36	32	28	28	24	20	4	6	
37	33	29	29	25	21	4	6	
38	34	30	30	26	22	4	6	
39	35	31	31	27	23	4	6	
40	36	32	32	28	24	4	7	
41	37	33	33	29	25	4	7	
42	38	34	34	30	26	5		
43	39	35	35	31	27	5		
44	40	36	36	32	28	5		
45	41	37	37	33	29	5		
46	42	38	38	34	30			
47	43	39	39	35	31			
48	44	40	40	36	32			
49	45	41	41	37	33			
50	46	42	42	38	34			

51	47	43	43	39	35			
52	48	44	44	40	36			
53	49	45	45	41	37			
54	50	46	46	42	38			
55	51	47	47	43	39			
56	52	48	48	44	40			
57	53	49	49	45	41			
58	54	50	50	46	42			
59	55	51	51	47	43			
60	56	52	52	48	44			
61	57	53	53	49	45			
62	58	54	54	50				
63	59	55	55	51				
64	60	56	56	52				
65	61	57	57	53				
66	62	58	58	54				
67	63	59	59	55				
68	64	60	60	56				
69	65	61	61	57				
70	66	62	62	58				
71	67	63	63	59				
72	68	64	64	60				
73	69	65	65	61				
74	70	66	66	62				
75	71	67	67	63				
76	72	68	68	64				
77	73	69	69	65				
78	74	70	70	66				
79	75	71	71	67				
80	76	72	72	68				
81	77	73	73	69				
82	78	74	74	70				
83	79	75	75	71				
84	80	76	76	72				
85	81	77	77	73				
86	82	78	78					
87	83	79	79					
88	84	80	80					
89	85	81	81					
90	86	82	82					
91	87	83	83					
92	88	84	84					
93	89	85	85					
94	90	86						
95	91	87						
96	92	88						
97	93	89						
98	94	90						
99	95	91						
100	96	92						
101	97	93						
102	98							
103	99							
104	100							

105	101							
106	102							
107	103							
108	104							
109	105							
110	106							
111	107							
112	108							
113	109							

ロ 公安職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸					
	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級
1	1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1	1
11	7	3	3	1	1	1
12	8	4	4	1	1	1
13	9	5	5	1	1	1
14	10	6	6	2	1	1
15	11	7	7	3	1	1
16	12	8	8	4	1	1
17	13	9	9	5	1	1
18	14	10	10	6	2	1
19	15	11	11	7	3	1
20	16	12	12	8	4	1
21	17	13	13	9	5	1
22	18	14	14	10	6	1
23	19	15	15	11	7	1
24	20	16	16	12	8	2
25	21	17	17	13	9	2
26	22	18	18	14	10	2
27	23	19	19	15	11	2
28	24	20	20	16	12	3
29	25	21	21	17	13	3
30	26	22	22	18	14	3
31	27	23	23	19	15	3
32	28	24	24	20	16	3
33	29	25	25	21	17	3
34	30	26	26	22	18	4
35	31	27	27	23	19	4
36	32	28	28	24	20	4
37	33	29	29	25	21	4
38	34	30	30	26	22	4
39	35	31	31	27	23	4
40	36	32	32	28	24	4
41	37	33	33	29	25	4
42	38	34	34	30	26	5
43	39	35	35	31	27	5
44	40	36	36	32	28	5
45	41	37	37	33	29	5
46	42	38	38	34	30	
47	43	39	39	35	31	
48	44	40	40	36	32	
49	45	41	41	37	33	
50	46	42	42	38	34	
51	47	43	43	39	35	

52	48	44	44	40	36	
53	49	45	45	41	37	
54	50	46	46	42	38	
55	51	47	47	43	39	
56	52	48	48	44	40	
57	53	49	49	45	41	
58	54	50	50	46	42	
59	55	51	51	47	43	
60	56	52	52	48	44	
61	57	53	53	49	45	
62	58	54	54	50		
63	59	55	55	51		
64	60	56	56	52		
65	61	57	57	53		
66	62	58	58	54		
67	63	59	59	55		
68	64	60	60	56		
69	65	61	61	57		
70	66	62	62	58		
71	67	63	63	59		
72	68	64	64	60		
73	69	65	65	61		
74	70	66	66	62		
75	71	67	67	63		
76	72	68	68	64		
77	73	69	69	65		
78	74	70	70	66		
79	75	71	71	67		
80	76	72	72	68		
81	77	73	73	69		
82	78	74	74	70		
83	79	75	75	71		
84	80	76	76	72		
85	81	77	77	73		
86	82	78	78			
87	83	79	79			
88	84	80	80			
89	85	81	81			
90	86	82	82			
91	87	83	83			
92	88	84	84			
93	89	85	85			
94	90	86				
95	91	87				
96	92	88				
97	93	89				
98	94	90				
99	95	91				
100	96	92				
101	97	93				
102	98					
103	99					
104	100					
105	101					

106	102					
107	103					
108	104					
109	105					
110	106					
111	107					
112	108					
113	109					
114	110					
115	111					
116	112					
117	113					
118	114					
119	115					
120	116					
121	117					
122	118					
123	119					
124	120					
125	121					
126	122					
127	123					
128	124					
129	125					

ハ 教育職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	2
19	7	3	3
20	8	4	4
21	9	5	5
22	10	6	6
23	11	7	7
24	12	8	8
25	13	9	9
26	14	10	10
27	15	11	11
28	16	12	12
29	17	13	13
30	18	14	14
31	19	15	15
32	20	16	16
33	21	17	17
34	22	18	18
35	23	19	19
36	24	20	20
37	25	21	21
38	26	22	
39	27	23	
40	28	24	
41	29	25	
42	30	26	
43	31	27	
44	32	28	
45	33	29	
46	34	30	
47	35	31	
48	36	32	
49	37	33	
50	38	34	
51	39	35	

52	40	36	
53	41	37	
54	42	38	
55	43	39	
56	44	40	
57	45	41	
58	46	42	
59	47	43	
60	48	44	
61	49	45	
62	50	46	
63	51	47	
64	52	48	
65	53	49	
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74		
87	75		
88	76		
89	77		
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		
98	86		
99	87		
100	88		
101	89		
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		

ニ 教育職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	特 2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	2	1
15	3	3	1
16	4	4	1
17	5	5	1
18	6	6	2
19	7	7	3
20	8	8	4
21	9	9	5
22	10	10	6
23	11	11	7
24	12	12	8
25	13	13	9
26	14	14	10
27	15	15	11
28	16	16	12
29	17	17	13
30	18	18	14
31	19	19	15
32	20	20	16
33	21	21	17
34	22	22	18
35	23	23	19
36	24	24	20
37	25	25	21
38	26	26	22
39	27	27	23
40	28	28	24
41	29	29	25
42	30	30	
43	31	31	
44	32	32	
45	33	33	
46	34	34	
47	35	35	
48	36	36	
49	37	37	
50	38	38	
51	39	39	

52	40	40	
53	41	41	
54	42	42	
55	43	43	
56	44	44	
57	45	45	
58	46	46	
59	47	47	
60	48	48	
61	49	49	
62	50	50	
63	51	51	
64	52	52	
65	53	53	
66	54	54	
67	55	55	
68	56	56	
69	57	57	
70	58	58	
71	59	59	
72	60	60	
73	61	61	
74	62	62	
75	63	63	
76	64	64	
77	65	65	
78	66	66	
79	67	67	
80	68	68	
81	69	69	
82	70	70	
83	71	71	
84	72	72	
85	73	73	
86	74	74	
87	75	75	
88	76	76	
89	77	77	
90	78	78	
91	79	79	
92	80	80	
93	81	81	
94	82	82	
95	83	83	
96	84	84	
97	85	85	
98	86	86	
99	87	87	
100	88	88	
101	89	89	
102	90		
103	91		
104	92		
105	93		

106	94		
107	95		
108	96		
109	97		
110	98		
111	99		
112	100		
113	101		
114	102		
115	103		
116	104		
117	105		

ホ 研究職給料表の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	2	1	1
11	3	1	1
12	4	1	1
13	5	1	1
14	6	1	1
15	7	1	1
16	8	1	1
17	9	1	1
18	10	2	1
19	11	3	1
20	12	4	1
21	13	5	2
22	14	6	2
23	15	7	2
24	16	8	2
25	17	9	3
26	18	10	3
27	19	11	3
28	20	12	3
29	21	13	4
30	22	14	4
31	23	15	4
32	24	16	4
33	25	17	5
34	26	18	5
35	27	19	5
36	28	20	5
37	29	21	6
38	30	22	6
39	31	23	6
40	32	24	6
41	33	25	7
42	34	26	7
43	35	27	7
44	36	28	7
45	37	29	8
46	38	30	8
47	39	31	8
48	40	32	8
49	41	33	8
50	42	34	9
51	43	35	9

52	44	36	9
53	45	37	9
54	46	38	9
55	47	39	9
56	48	40	10
57	49	41	10
58	50	42	10
59	51	43	10
60	52	44	10
61	53	45	10
62	54	46	10
63	55	47	11
64	56	48	11
65	57	49	11
66	58	50	11
67	59	51	11
68	60	52	11
69	61	53	11
70	62	54	12
71	63	55	12
72	64	56	12
73	65	57	12
74	66		
75	67		
76	68		
77	69		
78	70		
79	71		
80	72		
81	73		
82	74		
83	75		
84	76		
85	77		
86	78		
87	79		
88	80		
89	81		
90	82		
91	83		
92	84		
93	85		
94	86		
95	87		
96	88		
97	89		

へ 医療職給料表(一)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸		
	2 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	1	1
7	1	1	1
8	1	1	1
9	1	1	1
10	1	1	1
11	1	1	1
12	1	1	1
13	1	1	1
14	2	1	1
15	3	1	1
16	4	1	1
17	5	1	1
18	6	2	1
19	7	3	1
20	8	4	1
21	9	5	1
22	10	6	1
23	11	7	1
24	12	8	1
25	13	9	1
26	14	10	1
27	15	11	1
28	16	12	1
29	17	13	1
30	18	14	1
31	19	15	1
32	20	16	1
33	21	17	1
34	22	18	1
35	23	19	1
36	24	20	1
37	25	21	1
38	26	22	2
39	27	23	2
40	28	24	2
41	29	25	2
42	30	26	3
43	31	27	3
44	32	28	3
45	33	29	3
46	34	30	4
47	35	31	4
48	36	32	4
49	37	33	4
50	38	34	4
51	39	35	5

52	40	36	5
53	41	37	5
54	42	38	5
55	43	39	5
56	44	40	6
57	45	41	6
58	46	42	6
59	47	43	6
60	48	44	6
61	49	45	7
62	50	46	7
63	51	47	7
64	52	48	7
65	53	49	8
66	54	50	
67	55	51	
68	56	52	
69	57	53	
70	58	54	
71	59	55	
72	60	56	
73	61	57	
74	62	58	
75	63	59	
76	64	60	
77	65	61	
78	66	62	
79	67	63	
80	68	64	
81	69	65	
82	70	66	
83	71	67	
84	72	68	
85	73	69	
86	74	70	
87	75	71	
88	76	72	
89	77	73	
90	78		
91	79		
92	80		
93	81		
94	82		
95	83		
96	84		
97	85		

ト 医療職給料表(二)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	2	1	1	1
7	3	3	1	1	1
8	4	4	1	1	1
9	5	5	1	1	1
10	6	6	2	1	1
11	7	7	3	1	1
12	8	8	4	1	1
13	9	9	5	1	1
14	10	10	6	2	1
15	11	11	7	3	1
16	12	12	8	4	1
17	13	13	9	5	1
18	14	14	10	6	2
19	15	15	11	7	3
20	16	16	12	8	4
21	17	17	13	9	5
22	18	18	14	10	6
23	19	19	15	11	7
24	20	20	16	12	8
25	21	21	17	13	9
26	22	22	18	14	10
27	23	23	19	15	11
28	24	24	20	16	12
29	25	25	21	17	13
30	26	26	22	18	14
31	27	27	23	19	15
32	28	28	24	20	16
33	29	29	25	21	17
34	30	30	26	22	18
35	31	31	27	23	19
36	32	32	28	24	20
37	33	33	29	25	21
38	34	34	30	26	22
39	35	35	31	27	23
40	36	36	32	28	24
41	37	37	33	29	25
42	38	38	34	30	26
43	39	39	35	31	27
44	40	40	36	32	28
45	41	41	37	33	29
46	42	42	38	34	30
47	43	43	39	35	31
48	44	44	40	36	32
49	45	45	41	37	33
50	46	46	42	38	34
51	47	47	43	39	35

52	48	48	44	40	36
53	49	49	45	41	37
54	50	50	46	42	38
55	51	51	47	43	39
56	52	52	48	44	40
57	53	53	49	45	41
58	54	54	50	46	42
59	55	55	51	47	43
60	56	56	52	48	44
61	57	57	53	49	45
62	58	58	54	50	
63	59	59	55	51	
64	60	60	56	52	
65	61	61	57	53	
66	62	62	58	54	
67	63	63	59	55	
68	64	64	60	56	
69	65	65	61	57	
70	66	66	62	58	
71	67	67	63	59	
72	68	68	64	60	
73	69	69	65	61	
74	70	70	66	62	
75	71	71	67	63	
76	72	72	68	64	
77	73	73	69	65	
78	74	74	70	66	
79	75	75	71	67	
80	76	76	72	68	
81	77	77	73	69	
82	78	78	74	70	
83	79	79	75	71	
84	80	80	76	72	
85	81	81	77	73	
86	82	82	78		
87	83	83	79		
88	84	84	80		
89	85	85	81		
90	86	86	82		
91	87	87	83		
92	88	88	84		
93	89	89	85		
94	90	90			
95	91	91			
96	92	92			
97	93	93			
98	94	94			
99	95	95			
100	96	96			
101	97	97			
102	98	98			
103	99	99			
104	100	100			
105	101	101			

106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				

チ 医療職給料表(三)の適用を受ける職員

旧号俸	新 号 俸			
	3 級	4 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1
2	1	1	1	1
3	1	1	1	1
4	1	1	1	1
5	1	1	1	1
6	2	2	1	1
7	3	3	1	1
8	4	4	1	1
9	5	5	1	1
10	6	6	2	1
11	7	7	3	1
12	8	8	4	1
13	9	9	5	1
14	10	10	6	2
15	11	11	7	3
16	12	12	8	4
17	13	13	9	5
18	14	14	10	6
19	15	15	11	7
20	16	16	12	8
21	17	17	13	9
22	18	18	14	10
23	19	19	15	11
24	20	20	16	12
25	21	21	17	13
26	22	22	18	14
27	23	23	19	15
28	24	24	20	16
29	25	25	21	17
30	26	26	22	18
31	27	27	23	19
32	28	28	24	20
33	29	29	25	21
34	30	30	26	22
35	31	31	27	23
36	32	32	28	24
37	33	33	29	25
38	34	34	30	26
39	35	35	31	27
40	36	36	32	28
41	37	37	33	29
42	38	38	34	30
43	39	39	35	31
44	40	40	36	32
45	41	41	37	33
46	42	42	38	34
47	43	43	39	35
48	44	44	40	36
49	45	45	41	37
50	46	46	42	38
51	47	47	43	39

52	48	48	44	40
53	49	49	45	41
54	50	50	46	42
55	51	51	47	43
56	52	52	48	44
57	53	53	49	45
58	54	54	50	46
59	55	55	51	47
60	56	56	52	48
61	57	57	53	49
62	58	58	54	50
63	59	59	55	51
64	60	60	56	52
65	61	61	57	53
66	62	62	58	54
67	63	63	59	55
68	64	64	60	56
69	65	65	61	57
70	66	66	62	
71	67	67	63	
72	68	68	64	
73	69	69	65	
74	70	70	66	
75	71	71	67	
76	72	72	68	
77	73	73	69	
78	74	74	70	
79	75	75	71	
80	76	76	72	
81	77	77	73	
82	78	78	74	
83	79	79	75	
84	80	80	76	
85	81	81	77	
86	82	82	78	
87	83	83	79	
88	84	84	80	
89	85	85	81	
90	86	86	82	
91	87	87	83	
92	88	88	84	
93	89	89	85	
94	90	90	86	
95	91	91	87	
96	92	92	88	
97	93	93	89	
98	94	94	90	
99	95	95	91	
100	96	96	92	
101	97	97	93	
102	98	98		
103	99	99		
104	100	100		
105	101	101		

106	102	102		
107	103	103		
108	104	104		
109	105	105		
110	106	106		
111	107	107		
112	108	108		
113	109	109		
114	110			
115	111			
116	112			
117	113			
118	114			
119	115			
120	116			
121	117			
122	118			
123	119			
124	120			
125	121			

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。
令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十一号

職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

職員の退職手当に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。

第六条の四第一項中「。以下「施行令」という。」を削る。

第十条第十一項第四号中「職業」を「安定した職業」に改め、同条第十四項中「次の各号に掲げる退職手当の区分に応じ、当該各号に定める」を「雇用保険法第五十六条の三第一項第一号に該当する者に係る就業促進手当について同条第四項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する」に改め、同項各号を削る。

附則第三項中「日本電信電話株式会社の職員となり」を「日本電信電話株式会社（日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第一項に規定する日本電信電話株式会社をいう。以下この項において同じ。）の職員となり」に改める。

附則第十七項中「令和七年三月三十一日」を「令和九年三月三十一日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第六条の四の改正規定及び附則第三項の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第十条第十一項（第四号に係る部分に限り、同条第十五項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した職員の退職手当に関する条例第二条第一項に規定する職員（同条第二項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下この項において同じ。）であつて令和七年四月一日（以下この項において「施行日」という。）以後に安定した職業に就いた者について適用し、退職職員であつて施行日前に職業に就いた者に対する就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

条例の形式を左横書きに改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十二号

条例の形式を左横書きに改正する条例

（趣旨）

第一条 この条例は、この条例の施行の際現に公布されている条例（以下「既存条例」という。）の形式を左横書きに改正すること等に関し必要な事項を定めるものとする。

（形式の変更）

第二条 既存条例の形式を次に定めるところにより左横書きに改正する。

一 既存条例における右方はこの条例による改正後の既存条例（以下「改正後条例」という。）における上方とし、既存条例における上方は改正後条例における左方とする。

二 改正後条例における文字（符号を含む。以下同じ。）の順序は、既存条例における文字の順序とする。

2 前項の規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表（別表を含む。以下同じ。）及び様式については、適用しない。

（用字及び用語の整理）

第三条 既存条例中次の表の上欄に掲げるものは、それぞれ同表の下欄に掲げるものに改める。

一 章、節、款、条、表及び様式の番号に用いられている漢数字	アラビア数字
二 号の番号に用いられている漢数字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
三 号を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
四 号を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
五 号を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
六 表中その内容を第一次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用	アラビア数字

七	表中その内容を第二次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアラビア数字
八	表中その内容を第三次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	五十音順による片仮名
九	表中その内容を第四次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだ五十音順による片仮名
十	表中その内容を第五次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	アルファベット順による小文字のアルファベット
十一	表中その内容を第六次の段階で細分するために用いられている文字及びこれを引用するために用いられている当該文字	左右を丸括弧で囲んだアルファベット順による小文字のアルファベット
十二	漢数字（次に掲げるものを除く。） 1 固有名詞の一部又は全部として用いられているもの 2 熟語の一部として用いられているもの 3 数量又は順序を示す意味が薄く他の数字に置き換えての表現がみられないもの 4 数の単位として用いられているもの（十、百及び千を除く。） 5 一の項及び二の項に定めるもの	アラビア数字（漢数字を区切る読点は削り、三桁ごとにコンマによって区切るとともに、小数点を表す中点はピリオドに改める。）
十三	左（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	次
十四	右（文面上の位置又は方向を示すために用いられているものに限る。）	上記
十五	上欄	左欄

十六	下欄	右欄
十七	よう音に用いる「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」	それぞれ「や」、「ゆ」、「よ」、「ヤ」、「ユ」又は「ヨ」
十八	促音に用いる「っ」又は「ッ」	それぞれ「っ」又は「ッ」
十九	読点として表記する「・」	「・」

- 2 前項の表十三の項から十六の項までの規定は、既存条例において既に左横書きの形式をとっている表及び様式については、適用しない。
- 3 第一項の表三の項から十一の項まで及び十三の項から十九の項までの規定は、法令の規定を引用する部分については、適用しない。
- 4 前三項の規定によることが適当でないと認められるときは、知事が別に定めるところによる。（委任）

第四条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

手数料条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

○宮城県条例第十三号

手数料条例の一部を改正する条例

手数料条例（平成十二年宮城県条例第十九号）の一部を次のように改正する。
第二条 第一項の表百九十二の項から百九十五の項までを次のように改める。

百九十二 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和三十六年法律第九十一号）第十二条第一項の規定に基づく宅地造成等に関する工事の許可又は同法第三十条第一項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可を申請する者

申請するとき

次に掲げる工事の区分に応じ、それぞれ次に定める額
1 宅地造成又は特定盛土等に関する工事 次に掲げる盛土の区分に応じ、それぞれ次に定める額
イ 五百平方メートル以内のもの 五千円
ロ 五百平方メートルを超え一千平方メートル以内のもの 十千円

宮城県知事 村 井 嘉 浩

[illegible]

百九十三 宅地造成及び特定盛土等規制法第 十六條第一項の規定に基づく宅地造成等に 関する工事の計画の変更の許可又は同法第 三十五條第一項の堆積に関する工事の計画の 変更の許可を申請する者	申請するとき	るもの 十二万五千円
百九十四 宅地造成及び特定盛土等規制法第 十八條第一項又は第三十七條第一項の規定	申請するとき	次に掲げる盛土又は切土をする 土地の面積の区分に応じ、それ るもの 十二万五千円

に基づく中間検査を申請する者（同法第十五条第一項の規定により同法第十二条第一項の許可があつたものとみなされた者又は同法第三十四条第一項の規定により同法第三十条第一項の許可があつたものとみなされた者を除く。）

百九十五 行規則（昭 和三十三年 八十八条の 規定に基づ く証明書の 交付を申 請する者	申請するとき	それぞれに定める額 1 五百平方メートル以内のもの 2 五百平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 3 千平方メートルを超え二千平方メートル以内のもの 4 千平方メートルを超え三千平方メートル以内のもの 5 三千平方メートルを超え五千平方メートル以内のもの 6 五千平方メートルを超え一萬平方メートル以内のもの 7 一萬平方メートルを超え二萬平方メートル以内のもの 8 二萬平方メートルを超え四萬平方メートル以内のもの 9 四萬平方メートルを超え七萬平方メートル以内のもの 10 七萬平方メートルを超え十萬平方メートル以内のもの 11 十萬平方メートルを超えるもの 二千円
---	--------	---

附 則

この条例は、令和七年五月二十三日から施行する。

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

○宮城県条例第十四号

学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例
学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成七年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第八条の二第二項中「第八条の三第一項」を「次条第一項」に改める。

宮城県知事 村 井 嘉 浩

第八条の三第二項及び第四項中「三歳に満たない」を「小学校就学の始期に達するまでの」に改める。

第十五条第一項中「定める者」の下に「（第十七条の二第二項において「配偶者等」という。）を加える。

第十七条の次に次の二条を加える。

（介護についての申出があつた場合における措置等）

第十七条の二 任命権者等は、職員が当該任命権者等に対し、配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至つたことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この項及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（同条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者等は、職員に対して、当該職員が四十歳に達した日の属する年度（四月一日から翌年の三月三十一日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

（勤務環境の整備に関する措置）

第十七条の三 任命権者等は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

一 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施

二 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備

三 その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

県税減免条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

○宮城県条例第十五号

県税減免条例の一部を改正する条例
県税減免条例（昭和三十五年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第七条の四第二項中「この項」の下に「次項」を加える。

第九条第六項中「第九十三条」を「第百四条の六第一項」に改め、同条第七項中「第九十三条」を「第百四条の六第一項」に改め、「道路交通法第九十二条の規定により交付された」を削り、「の運転

宮城県知事 村 井 嘉 浩

免許証」の下に「又は免許情報記録個人番号カード（道路交通法第九十五条の二第四項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。第四号及び第十一項において同じ。）を加え、同項第四号中「その条件」の下に「（免許情報記録個人番号カードを提示しようとする場合にあっては、免許情報記録（個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第二条第七項に規定する個人番号カードをいう。）に記録された特定免許情報（道路交通法第九十五条の二第二項に規定する特定免許情報をいう。第十一項において同じ。）に係る記録をいう。以下この号において同じ。）の番号、運転免許の年月日、免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が付されている場合には、その条件」を加え、同条に次の一項を加える。

11 県税事務所長は、第七項の規定により免許情報記録個人番号カードの提示を受けたときは、当該提示をした者に対し、県税事務所長が当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けることを求めることができる。

附 則

この条例は、令和七年三月二十四日から施行する。

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十六号

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

企業立地促進のための県税の課税免除等に関する条例（平成十九年宮城県条例第百号）の一部を次のように改正する。

第四条中「二分の一」を「四分の三」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

市町村振興資金貸付基金条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十七号

市町村振興資金貸付基金条例

（設置）

第一条 市町村及び地方公共団体の組合で市町村が加入するもの（第三条において「市町村等」という。）の振興のために必要な事業に要する資金（以下「市町村振興資金」という。）の貸付けを円滑かつ効率的に行うため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条の規定に基づき、市町村振興資金貸付基金（以下「基金」という。）を設置する。

（基金の額）

第二条 基金の額は、三十億円とする。

2 知事は、必要があると認めるときは、予算の定めるところにより、基金に追加して積み立て、又は基金を処分することができる。

3 前項の規定により基金を処分することができる額は、同項の規定により基金に追加して積み立てた額に相当する額の範囲内の額とする。

4 第二項の規定による積立て又は処分が行われたときは、基金の額は、当該積立てをした額に相当する額増加し、又は当該処分をした額に相当する額減少するものとする。

（貸付対象）

第三条 市町村振興資金は、次に掲げる事業を行う市町村等に対して貸し付けるものとする。

一 公共施設等の整備のため必要な事業

二 過疎地域の振興のため必要な事業

三 辺地の振興のため必要な事業

四 その他知事が適当と認める事業

2 前項各号に掲げる事業の範囲は、規則で定める。

（貸付条件）

第四条 市町村振興資金の貸付条件は、次に掲げるところによる。

一 貸付金利 貸付決定の日における財政融資資金法（昭和二十六年法律第百号）第十条第一項の規定により財政融資資金が地方債に運用される場合の貸付利率に二分の一を乗じて得た率の範囲内で知事が定める利率

二 償還期間 知事が定める期間以内

三 償還方法 元利均等半年賦償還又は元金均等半年賦償還

2 知事は、前項に定めるもののほか、基金の設置目的を達成するために必要な貸付条件を付することができる。

（管理）

第五条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用収益の処理)

第六条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用等)

第七条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用し、又は予算の定めるところにより歳入に繰り入れて運用することができる。

(委任)

第八条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十八号

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を改正する条例

第一条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例（平成二十七年宮城県条例第九十七号）の一部を次のように改正する。

別表第二（第三条関係）

県の執行機関	事 務	特定個人情報
知事	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十九条第八号に基づく利用特定個人情報提供に関する命令（令和六年デジタル庁省令第九号。以下「番号利用法情報提供省令」という。）第二条の表十八の項及び二十の項の第二欄に掲げる事務であつて別に規則で定めるもの	生活に困窮する外国人に対して行われる生活保護法による保護に準じた措置の実施に関する情報であつて別に規則で定めるもの

別表第三（第四条関係）

情報照会機関	事 務	情報提供機関	特定個人情報
一 知事	番号利用法情報提供省令第二条の表四十二の項及び百六十一の項の第二欄に掲げる事務	教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する情報（特別支援学校への就学奨励に関する法律によるものを除く。）であつて別に規則で定めるもの
二 警察本部長	番号利用法情報提供省令第二条の表百六の項の第二欄に掲げる事務	知事	番号利用法情報提供省令第二条の表百六の項の第四欄に掲げる情報

第二条 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の一部を次のように改正する。

第三条第一項中「第二条第十四項」を「第二条第十五項」に、「同条第十二項」を「同条第十三項」に改め、同条第二項中「第二条第八項」を「第二条第九項」に改める。

別表第一を次のように改める。

別表第一（第二条関係）

県の執行機関	事 務
一 知事	先天性血液凝固因子障害等に係る医療費用の交付に関する事務であつて別に規則で定めるもの
二 教育委員会	特別支援学校等への就学のため必要な経費の支弁に関する事務（特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和二十九年法律第四十四号）によるものを除く。）であつて別に規則で定めるもの

別表第二中「生活保護法」の下に「（昭和二十五年法律第四百十四号）」を加える。

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第一条の規定 公布の日
- 二 第二条中第三条の改正規定 令和七年四月一日
- 三 第二条（前号に掲げる改正規定を除く。）の規定 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において規則で定める日

グリーン購入促進条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第十九号

グリーン購入促進条例の一部を改正する条例

グリーン購入促進条例（平成十八年宮城県条例第二十二号）の一部を次のように改正する。

目次中 「第四章 宮城県グリーン購入促進委員会（第二十条―第二十五条）を「第四章 雑則（第五章 雑則（第二十六条）」に改める。

第十条第三項及び第十四条第五項中「宮城県グリーン購入促進委員会」を「宮城県環境審議会」に改める。

第四章を削る。

第五章中第二十六条を第二十条とし、同章を第四章とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

（附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正）

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例（昭和二十八年宮城県条例第六十九号）の一部を次のように改正する。

別表宮城県グリーン購入促進委員会の委員の項を削る。

土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十号

土砂等の埋立て等の規制に関する条例を廃止する条例

土砂等の埋立て等の規制に関する条例（令和元年宮城県条例第七十四号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において規則で定める日から施行する。（罰則に関する経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十一号

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

（軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第一条 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

附則第二項の前の見出し及び同項から附則第六項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る。

（養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第二条 養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十五号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

（特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第三条 特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十六号）の一部を次のように改正する。

第七条中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第二十二條第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第三項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正）

第四条 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成二十四年宮城県条例第八十七号）の一部を次のように改正する。

第六十八條第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項及び第六項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第八十条第一項並びに第八十五条第一項第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管

理栄養士」を加える。

第九十一条第二項中「ユニット型指定短期入所療養介護事業者」を「介護老人保健施設であるユニット型指定短期入所療養介護事業者」に改める。

(指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第五条 指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十号)の一部を次のように改正する。

第六十三条第一項中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加え、同条第四項及び第六項中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

第七十五条第一項並びに第八十条第一項第一号、第二号及び第四号中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

第七十七条第一項中「及び第四百四条」を「、第四百四条及び第四百四条の二」に改める。

(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正)

第六条 次に掲げる条例の規定中「栄養士」の下に「又は管理栄養士」を加える。

一 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十一号)第十八条第一項、第三十八条第一項、第四十四条第一項、第二項ただし書及び第四項ただし書、第五十二条第一項、第六十条並びに第六十五条第一項

二 指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十三号)第七条第一項

三 指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十四号)第五条第一項
(女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第七条 女性自立支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成二十四年宮城県条例第九十二号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項第三号中「栄養士」の下に「若しくは管理栄養士」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第一条中軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例附則第二項の前の見出し及び同項から附則第六項までを削り、附則第一項の見出し及び項番号を削る改正規定、第四条中指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第九十一条第二項の改正規定及び第五条中指定介護予防サービス等の事業の人

員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例第七十七条第一項の改正規定は、公布の日から施行する。

循環器病対策推進協議会条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十二号

循環器病対策推進協議会条例

(設置)

第一条 健康寿命の延伸等を図るための脳卒中、心臓病その他の循環器病に係る対策に関する基本法(平成三十年法律第百五号)第二十一条第一項の規定に基づき、宮城県循環器病対策推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

(組織等)

第二条 協議会は、委員二十人以内で組織する。

2 委員は、循環器病患者及び循環器病患者であった者並びにこれらの者の家族又は遺族を代表する者、救急業務に従事する者、循環器病に係る保健、医療又は福祉の業務に従事する者、学識経験のある者その他の知事が必要と認める者のうちから、知事が任命する。

3 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

4 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第三条 協議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によって定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第四条 協議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。(意見の聴取等)

第五条 協議会は、必要があると認めるときは、議事に係る関係者又は専門家に対し、出席を求めて

意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 附属機関の構成員等の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和二十八年宮城県条例第六十九号)の一部を次のように改正する。

別表に次のように加える。

宮城県循環器病対策推進協議会の委員	出席一回につき	一一、六〇〇円	六級
-------------------	---------	---------	----

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十三号

感染症診査協議会条例の一部を改正する条例

感染症診査協議会条例(平成十一年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第八条第一項中「次の各号に掲げる部会」を「結核診査部会(以下「部会」という。)」に改め、「当該各号に定める保健所の所管区域に係る」及び「次項において同じ。」を削り、同項各号を削り、同

条第二項を削り、同条第三項中「前二項」を「前項」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項から第七項までを一項ずつ繰り上げる。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十四号

子育て支援対策臨時特例基金条例の一部を改正する条例

子育て支援対策臨時特例基金条例(平成二十一年宮城県条例第六号)の一部を次のように改正する。
附則第二項中「令和七年六月三十日」を「令和十二年六月三十日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十五号

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律施行条例の一部を改正する条例(平成二十六年宮城県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

附則第五項中「十年間」を「十二年間」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十六号

一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

(趣旨)

第一条 この条例は、児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号。以下「法」という。)第十二条の四第二項の規定に基づき、一時保護施設の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

(定義)

第二条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。
(最低基準の目的等)

第三条 この条例で定める基準（次項及び次条において「最低基準」という。）は、一時保護施設に入所している児童が、明るく、衛生的な環境において、栄養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の支援により、心身ともに健やかにして、安全な生活を送ることを保障するものとする。

2 県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と一時保護施設）

第四条 一時保護施設は、最低基準を超えて、常に、その設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている一時保護施設においては、最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

（一時保護施設の一般原則）

第五条 一時保護施設は、入所している児童の権利に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 一時保護施設は、児童の保護者及び地域社会に対し、当該一時保護施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 一時保護施設は、自らその行う業務の質の評価を行うとともに、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図らなければならない。

4 一時保護施設には、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 一時保護施設の構造設備は、採光、換気等入所している児童の保健衛生及びこれらの児童に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（非常災害対策）

第六条 一時保護施設には、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月一回は、これを行わなければならない。

（安全計画の策定等）

第七条 一時保護施設は、児童の安全の確保を図るため、当該一時保護施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた一時保護施設での生活その他の日常生活における安全に関する教育、職員の研修及び訓練その他一時保護施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 一時保護施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 一時保護施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を行う場合の所在の確認）

第八条 一時保護施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができする方法により、児童の所在を確認しなければならない。

（入所している児童を平等に取り扱う原則）

第九条 一時保護施設においては、入所している児童の国籍、信条、社会的身分等によって、差別的取扱いをしてはならない。

（児童の権利擁護）

第十条 知事又は児童相談所長は、一時保護施設において一時保護を行うに当たっては、児童に対し、児童の権利、児童の権利を擁護する仕組み、一時保護を行う理由その他必要な事項について、年齢発達の状況その他の当該児童の事情に応じた説明を行わなければならない。

2 一時保護施設においては、入所している児童に対し、その意見又は意向（意見聴取等措置において表明された意見又は意向を含む。）を尊重した支援を行わなければならない。

（児童の権利の制限）

第十一条 一時保護施設においては、正当な理由なく、児童の権利を制限してはならない。

2 一時保護施設において、前項の正当な理由がある場合に、やむを得ず児童の権利を制限するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得るよう努めなければならない。

（児童の行動の制限）

第十二条 一時保護施設においては、施設等により児童の行動を制限してはならない。

（児童の所持品等）

第十三条 一時保護施設においては、合理的な理由なく、児童の所持する物の持込みを禁止してはならない。

2 一時保護施設において、前項の合理的な理由がある場合に、やむを得ず児童の所持する物の持込みを禁止するに当たっては、その理由について十分な説明を行い、児童の理解を得た上でこれを行うよう努めなければならない。

3 一時保護施設において、児童の所持する物を保管する場合は、紛失、盗難、毀損等が生じないような設備に保管しなければならない。

(虐待等の禁止)

第十四条 一時保護施設の職員は、入所している児童に対し、法第三十三条の十各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(設備)

第十五条 一時保護施設の設備の基準は、次のとおりとする。

一 児童の居室、学習等を行う室、屋内運動場（一時保護施設の付近にある屋内運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十五条第二項において同じ。）又は屋外運動場（一時保護施設の付近にある屋外運動場に代わるべき場所を含む。第八号及び第二十五条第二項において同じ。）、相談室、食堂（ユニット（居室、居室に近接して設けられる相互に交流を図ることができる設備、浴室及び便所により一体的に構成される場所であって、その利用定員がおおむね六人以下であるものをいう。以下この条並びに第十八条第一項及び第二項において同じ。）を整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。）、調理室、浴室及び便所を設けること。

二 児童ができる限り良好な家庭的環境において安全に、かつ、安心して暮らすことができるよう、ユニットを整備するよう努めること。

三 児童の居室は、児童が穏やかに過ごすことができ、安心して暮らすことができる環境を整えること。

四 児童の居室の一室の定員は、これを四人以下とし、その面積は、一人につき四・九五平方メートル以上とすること。ただし、乳児又は幼児のみの居室の一室の定員は、これを六人以下とし、その面積は、一人につき三・三平方メートル以上とすること。

五 少年の居室の一室の定員は、一人とするよう努めるとともに、その面積は、八平方メートル以上とするよう努めること。

六 少年であっても、その福祉のために必要があるときは、複数の児童（少年を含む。以下この号において同じ。）で同一の居室を利用できるよう、複数の児童での利用が可能な居室を設けること。

七 入所している児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。

八 学習等を行う室及び屋内運動場又は屋外運動場は、児童の人数に応じた必要な面積を有すること。

九 浴室及び便所は、男子用と女子用とを別にすること。ただし、少数の児童を対象として設けるときは、この限りでない。

十 居室、浴室及び便所を設けるに当たっては、入所する児童の年齢、性別、性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律（令和五年法律第六十八号）第二条第一項に規定する性的指向及び同条第二項に規定するジェンダーアイデンティティ等

に配慮すること。

十一 児童三十人以上を入所させる一時保護施設には、医務室及び静養室を設けること。

十二 児童の生活の場は、児童のプライバシーの保護に十分に配慮した環境を整えること。

(一時保護施設の職員の知識及び技能の向上等)

第十六条 一時保護施設の職員は、常に自己研さんに励み、法第三十三条第一項又は第二項に規定する一時保護の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

2 知事は、一時保護施設の職員に対し、その資質の向上のために、一時保護施設に入所している児童の権利の擁護、児童の意見又は意向を尊重した支援の実施その他必要な事項に関する研修の機会を確保しなければならない。

(職員)

第十七条 一時保護施設には、児童指導員（児童の生活指導を行う者をいう。次項及び第二十條第一項において同じ。）、嘱託医、看護師、保育士、心理療法担当職員、個別対応職員、学習指導員、栄養士又は管理栄養士及び調理員を置かなければならない。ただし、児童十人以下を入所させる一時保護施設にあつては個別対応職員を、学習指導を委託する一時保護施設にあつては学習指導員を、児童四十人以下を入所させる一時保護施設にあつては栄養士又は管理栄養士を、調理業務の全部を委託する施設にあつては調理員を置かないことができる。

2 児童指導員及び保育士の総数は、通じて、満二歳に満たない幼児おおむね一・六人につき一人以上、満二歳以上満三歳に満たない幼児おおむね二人につき一人以上、満三歳以上の児童おおむね三人につき一人以上とする。

3 心理療法担当職員の数は、児童おおむね十人につき一人以上とする。

4 学習指導員の数は、児童の人数に応じた適切な数を置くよう努めなければならない。

(夜間の職員配置)

第十八条 一時保護施設（ユニットを整備していないものに限る。）には、夜間、職員二人以上を置かなければならない。

2 一時保護施設（前項に規定するものを除く。）には、夜間、一のユニットごとに職員一人以上を置かなければならない。ただし、夜間に置かれる職員全体の数は、二人を下ることはできない。

3 一時保護施設において児童相談所の開庁時間以外の時間における法第二十五条第一項の規定による通告に係る対応を行う場合には、一時保護施設には、夜間、前二項に規定する職員とは別に、当該対応のために必要な職員を置くよう努めなければならない。

(一時保護施設の管理者等)

第十九条 一時保護施設には、人格が高潔で識見が高く、一時保護施設を適切に運営する能力を有する者を管理者として置かなければならない。

2 一時保護施設には、職員の指導及び教育を行う指導教育担当職員を置かなければならない。

3 指導教育担当職員は、一時保護施設における業務又は児童相談所における児童の福祉に係る相談援助業務に通算しておおむね五年以上従事した経験を有する者でなければならない。

4 一時保護施設の管理者及び指導教育担当職員は、二年に一回以上、一時保護施設の運営に関する必要な知識の習得及びその資質の向上のためのことも家庭庁長官が指定する者が行う研修又はこれに準ずる研修を受けなければならない。ただし、やむを得ない理由があるときは、この限りでない。

(児童指導員の資格)

第二十条 児童指導員は、次の各号のいずれかに該当する者でなければならない。

一 都道府県知事の指定する児童福祉施設の職員を養成する学校その他の養成施設を卒業した者(学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)の規定による専門職大学の前期課程を修了した者を含む。)

二 社会福祉士の資格を有する者

三 精神保健福祉士の資格を有する者

四 学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。次号において同じ。)において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

五 学校教育法の規定による大学において、社会福祉学、心理学、教育学又は社会学に関する科目の単位を優秀な成績で修得したことにより、同法第百二条第二項の規定により大学院への入学を認められた者

六 学校教育法の規定による大学院において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専攻する研究科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

七 外国の大学において、社会福祉学、心理学、教育学若しくは社会学を専修する学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した者

八 学校教育法の規定による高等学校若しくは中等教育学校を卒業した者、同法第九十条第二項の規定により大学への入学を認められた者若しくは通常の課程による十二年の学校教育を修了した者(通常の課程以外の課程によりこれに相当する学校教育を修了した者を含む。)又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認定した者であつて、二年以上児童福祉事業に従事したもの

九 教育職員免許法(昭和二十四年法律第百四十七号)に規定する幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者であつて、知事が適当と認めたもの

十 三年以上児童福祉事業に従事した者であつて、知事が適当と認めたもの

2 知事が行う前項第一号の指定は、児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)別表第一に定める教育内容に適合する学校又は施設について行うものとする。

(心理療法担当職員の資格)

第二十一条 心理療法担当職員は、学校教育法の規定による大学(短期大学を除く。)若しくは大学院において、心理学を専修する学科、研究科若しくはこれに相当する課程を修めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有するもの又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

(学習指導員の資格)

第二十二条 学習指導員は、教育職員免許法に規定する小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者でなければならない。

2 学齢児童及び学齢生徒(それぞれ学校教育法第十八条に規定する学齢児童及び学齢生徒をいう。)を人所させる一時保護施設であつて学習指導員を二人以上置くものにあつては、教育職員免許法に規定する小学校の教諭の免許状を有する学習指導員及び同法に規定する中学校の教諭の免許状を有する学習指導員をそれぞれ一人以上置くよう努めなければならない。

(他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準)

第二十三条 一時保護施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該一時保護施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している児童の居室及び一時保護施設に特有の設備並びに入所している児童の保護に直接従事する職員については、適用しない。

(食事)

第二十四条 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、当該一時保護施設内で調理する方法(前条第一項の規定により、当該一時保護施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。)により行わなければならない。

2 一時保護施設において、入所している児童に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している児童の健全な発育に必要な栄養量を含むものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している児童の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 一時保護施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

(養護)

第二十五条 一時保護施設における養護は、児童に対して安定した生活環境を整えるとともに、生活支援及び教育を行いつつ児童を養育することにより、児童の心身の健やかな成長を支援することを目的として行わなければならない。

2 学習等を行う室、屋内運動場、屋外運動場等における活動は、それらの面積及び利用する児童数を勘案して、児童の安全が確保されたものでなければならない。

(生活支援、教育及び親子関係再構築支援等)

第二十六条 一時保護施設における生活支援は、児童の自主性を尊重しつつ、基本的生活習慣を確立するとともに豊かな人間性及び社会性を養うことができるように行わなければならない。

2 一時保護施設における教育は、児童がその適性、能力等に応じた学習を行うことができるよう、適切な相談、助言、情報の提供等の支援により行わなければならない。

3 一時保護施設は、学校教育法第一条に規定する学校（幼稚園を除く。）に在籍している児童が適切な教育を受けられるよう、当該児童の希望を尊重しつつ、その置かれている環境その他の事情を勘案し、通学の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

4 一時保護施設は、児童の家庭の状況に応じ、親子関係の再構築等が図られるよう、必要な支援等を行わなければならない。

5 一時保護施設は、児童が適切な支援を受けられるよう、一時保護の解除後も当該解除を行った児童相談所に必要な協力をするよう努めなければならない。

(秘密保持義務)

第二十七条 一時保護施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

2 知事は、一時保護施設の職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た児童又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第二十八条 知事は、一時保護施設に入所している児童又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 知事は、前項の必要な措置として、苦情の公正な解決を図るために、苦情の解決に当たって当該一時保護施設の職員以外の者を関与させなければならない。

(委任)

第二十九条 この条例に定めるもののほか、一時保護施設の設備及び運営に関し必要な事項は、規則

で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。

(設備に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現に存する一時保護施設（この条例の施行後に全面的に改築されたものを除く。）に係る設備については、第十五条の規定は適用せず、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和二十三年厚生省令第六十三号。次項において「児童福祉施設設備運営基準」という。）第四十一条の規定を準用する。

(職員に関する経過措置)

3 一時保護施設の心理療法担当職員の数については、令和八年三月三十一日までの間は、第十七条第三項の規定は適用せず、児童福祉施設設備運営基準第四十二条第三項の規定を準用する。

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十七号

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例（令和六年宮城県条例第三十号）の一部を次のように改正する。

第五章の次に一章を加える改正規定のうち第三十条の三に係る部分中「員数の」を「員数の管理者及び」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十八号

産業技術総合センター条例の一部を改正する条例

産業技術総合センター条例（平成十一年宮城県条例第二十三号）の一部を次のように改正する。
第八条中「県の発行する収入証紙により、前納しなければ」を「規則で定める方法により納入しなければ」に改め、同条ただし書を削る。

別表第一第二号の表精密測定関連機器の項中「五、七〇〇円」を「六、五〇〇円」に改め、別表第一備考第一号中「（百円未満の端数があるときは、百円に切り上げる。）」を削る。

別表第二第一号の表精密測定の中「四、六〇〇円」を「五、〇〇〇円」に、「二七、七〇〇円」を「三〇、〇〇〇円」に改め、同表放射能・放射線測定の中を削り、別表第二備考第一号中「（百円未満の端数があるときは、百円に切り上げる。）」を削る。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和七年四月一日から施行する。ただし、第八条の改正規定、別表第一備考第一号の改正規定及び別表第二備考第一号の改正規定は、同年十月一日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼がなされた測定に係る手数料については、なお従前の例による。

3 附則第一項ただし書に規定する規定の施行の日前に許可がなされた使用に係る使用料及び依頼がなされた研究員による技術的支援に係る手数料については、なお従前の例による。

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第二十九号

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例の一部を改正する条例

緊急雇用創出事業臨時特例基金条例（平成二十一年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

附則第二項中「令和十一年三月三十一日」を「令和十二年三月三十一日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

宿泊税基金条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十号

宿泊税基金条例

（設置）

第一条 観光資源の魅力の増進、旅行者の受入れに必要な環境の整備その他の観光の振興を図る施策を実施するため、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十一条第一項の規定に基づき、宿泊税基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立て）

第二条 毎年度基金として積み立てる額は、当該年度において、県に納入された宿泊税額に相当する額から宿泊税の賦課徴収に要する費用を控除して得た額とし、予算で定める。

（管理）

第三条 基金に属する現金は、確実な金融機関への預金その他の最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

（運用収益の処理）

第四条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、第一条に規定する施策の実施に要する経費に充て、又は基金に編入するものとする。

（処分）

第五条 基金は、第一条に規定する施策の実施に要する経費に充てる場合に限り、処分することができる。

（繰替運用）

第六条 知事は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（委任）

第七条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十一号

家畜伝染病予防法施行条例の一部を改正する条例

家畜伝染病予防法施行条例（平成十二年宮城県条例第七十号）の一部を次のように改正する。
別表一の項及び二の項中「一八、〇〇〇円」を「三一、二四〇円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十二号

宅地建物取引業法施行条例の一部を改正する条例

宅地建物取引業法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十八号）の一部を次のように改正する。

第二条を次のように改める。

第二条 削除

第三条中「省令第一条の二第一項第八号」を「宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号。以下「省令」という。）第一条の二第一項第九号」に改める。

第四条中「第九条」を「第九条第一項」に改め、「の届出」の下に「をしようとする者」を加え、「第五条の三第一項の宅地建物取引業者名簿登載事項変更届出書に同条第二項に規定する書類及び」「第五条の二第一項の変更届出書に」「行わなければ」を「知事に提出しなければ」に改め、同条第二号中「第八条第二項第三号、第四号又は第六号」を「第四条第一項第二号、第三号又は第五号」に改める。

第五条中「第二条」を「法第四条」に改める。

第十条第一項第一号中「三万三千元」の下に「（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第一百五十一号）第六条第一項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により当該免許又は免許の更新を受けようとする場合にあつては、二万六千五百円）」を加える。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

建築士法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十三号

建築士法施行条例の一部を改正する条例

建築士法施行条例（平成十二年宮城県条例第八十九号）の一部を次のように改正する。
第七条第一項第四号中「一万七千元」を「二万四千元」に改め、同項第五号中「二万千元」を「二万円」に改め、同項第六号中「九千元」を「二万円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

都市計画法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十四号

都市計画法施行条例の一部を改正する条例

都市計画法施行条例（平成十二年宮城県条例第九十一号）の一部を次のように改正する。
第二十条の見出し中「等」及び「及び経由」を削り、同条第二項を削る。

別表1の項中「八千六百元」を「一万千元」に、「二万二千元」を「二万五千元」に、「四万三千元」

を「六万円」に、

八万六千元
十三万円
十七万円

を

十万三千元
十七万四千元
二十五万六千元

に、「二十二万

円」を「三十七万円」に、「三十万円」を「五十一万五千元」に、「一万三千元」を「二万五千元」に、

三万円
六万五千元
十二万円

を

三万三千元
八万二千元
十三万七千元

に、「二十万円」を「二十四万

四千元」に、「二十七万円」を「三十五万六千元」に、「三十四万円」を「四十九万円」に、「四十八

万円」を「六十九万五千円」に、

八万六千円
十三万円
十九万円

を

八万八千円
十三万三千円
二十万七千円

に、「二十六万円」を「二十七万七千円」に、「三十九万円」を「四十三万四千円」に、「五十一万円」を「五十九万六千円」に、「六十六万円」を「八十一万円」に、「八十七万円」を「百八万五千円」に改め、同表2の項中「八十七万円」を「百八万五千円」に改める。

附 則

この条例は、令和七年五月二十三日から施行する。ただし、第二十条の改正規定は、同年四月一日から施行する。

県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十五号

県営住宅条例及び特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

(県営住宅条例の一部改正)

第一条 県営住宅条例(昭和三十五年宮城県条例第十二号)の一部を次のように改正する。

第二十条の次に次の一条を加える。

(共益費)

第二十条の二 知事は、前条各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めて規則で定める費用を共益費として、入居者から徴収することができる。

2 前項の共益費は、毎年度、当該共益費に係る施設等の使用の状況、徴収に要する費用等を勘案して規則で定める方法により算出した額とする。

3 第十六条第二項及び第三項の規定は、第一項の共益費について準用する。

4 知事は、災害その他特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、第一項の共益費の減免をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の共益費の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

第四十二条中「第二十条」を「第二十条の二」に、「第十八条」を「第十八条及び第二十条の二」

に改め、「及び社会福祉法人等」との下に、「第二十条の二第一項中「入居者の」とあるのは「入居者及び社会福祉法人等の」と、「入居者から」とあるのは「社会福祉法人等から」と、同条第三項中「第十六条第二項及び第三項」とあるのは「第四十一条第二項及び第三項」とを加える。

別表第一第一号の表県営安養寺住宅の項を削る。

(特定公共賃貸住宅条例の一部改正)

第二条 特定公共賃貸住宅条例(平成七年宮城県条例第四十七号)の一部を次のように改正する。

第十五条の次に次の一条を加える。

(共益費)

第十五条の二 知事は、前条各号に掲げる費用のうち、入居者の共通の利益を図るため特に必要があると認めて規則で定める費用を共益費として、入居者から徴収することができる。

2 前項の共益費は、毎年度、当該共益費に係る施設等の使用の状況、徴収に要する費用等を勘案して規則で定める方法により算出した額とする。

3 第十二条第二項及び第三項の規定は、第一項の共益費について準用する。

4 知事は、災害その他特別の事情がある場合において特に必要があると認めるときは、第一項の共益費の減免をすることができる。

5 前各項に定めるもののほか、第一項の共益費の徴収に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、令和七年四月一日から施行する。

証紙条例を廃止する等の条例をここに公布する。

令和七年三月二十一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県条例第三十六号

証紙条例を廃止する等の条例

(証紙条例の廃止)

第一条 証紙条例(昭和三十九年宮城県条例第二十二号)は、廃止する。

(手数料条例の一部改正)

第二条 手数料条例(平成十二年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(宮城県県税条例の一部改正)

第三条 宮城県県税条例（昭和二十五年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第百六十六条の二第一項中「知事の定める関係書類に県の発行する証紙をはらなければ」を「狩猟税の額に相当する現金を納付し、知事の定める関係書類に納税済印の押印を受けなければ」に改め、同条第二項及び第三項を削る。

（公害紛争処理条例の一部改正）

第四条 公害紛争処理条例（昭和四十六年宮城県条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第六条第三項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削り、同条第四項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（食品衛生法施行条例の一部改正）

第五条 食品衛生法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十三号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（と畜場法施行条例の一部改正）

第六条 と畜場法施行条例（平成十二年宮城県条例第三十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第三項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例の一部改正）

第七条 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行条例（平成十二年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十二条第三項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（ふぐの処理等の規制に関する条例の一部改正）

第八条 ふぐの処理等の規制に関する条例（令和三年宮城県条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第二十六条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（旅館業法施行条例の一部改正）

第九条 旅館業法施行条例（昭和三十三年宮城県条例第八号）の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（化製場等に関する法律施行条例の一部改正）

第十条 化製場等に関する法律施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（興行場法施行条例の一部改正）

第十一条 興行場法施行条例（昭和五十九年宮城県条例第十六号）の一部を次のように改正する。

第十三条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（公衆浴場法施行条例の一部改正）

第十二条 公衆浴場法施行条例（平成六年宮城県条例第十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（理容師法施行条例の一部改正）

第十三条 理容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十一号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（美容師法施行条例の一部改正）

第十四条 美容師法施行条例（平成十二年宮城県条例第四十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（動物の愛護及び管理に関する条例の一部改正）

第十五条 動物の愛護及び管理に関する条例（平成十二年宮城県条例第三十七号）の一部を次のように改正する。

第十七条第三項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

（クリーニング業法施行条例の一部改正）

第十六条 クリーニング業法施行条例（平成十四年宮城県条例第八十三号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例の一部改正)

第十七条 浄化槽の保守点検業者の登録に関する条例(昭和六十年宮城県条例第十九号)の一部を次のように改正する。

第十五条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例の一部改正)

第十八条 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例の一部改正)

第十九条 准看護師再教育研修修了登録証の書換交付等に関する条例(平成二十年宮城県条例第六十四号)の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(温泉水法施行条例の一部改正)

第二十条 温泉水法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十六号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(毒物及び劇物取締法施行条例の一部改正)

第二十一条 毒物及び劇物取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第五十九号)の一部を次のように改正する。

第二十条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例の一部改正)

第二十二条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第五十七号)の一部を次のように改正する。

第九条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例の一部改正)

第二十三条 大麻草の栽培の規制に関する法律施行条例(平成十二年宮城県条例第五十八号)の一部

を次のように改正する。

第十条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(覚醒剤取締法施行条例の一部改正)

第二十四条 覚醒剤取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十号)の一部を次のように改正する。

第十六条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(麻薬及び向精神薬取締法施行条例の一部改正)

第二十五条 麻薬及び向精神薬取締法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十一号)の一部を次のように改正する。

第十四条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(職業能力開発校条例の一部改正)

第二十六条 職業能力開発校条例(昭和四十九年宮城県条例第二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同条ただし書を削る。

(通訳案内士法施行条例の一部改正)

第二十七条 通訳案内士法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十七号)の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(土壌肥飼料等分析手数料条例の一部改正)

第二十八条 土壌肥飼料等分析手数料条例(昭和五十一年宮城県条例第二十五号)の一部を次のように改正する。

第三条中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同条ただし書を削る。

(農業大学校条例の一部改正)

第二十九条 農業大学校条例(昭和五十八年宮城県条例第十七号)の一部を次のように改正する。

第八条中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同条ただし書を削る。

(種畜預託手数料条例の一部改正)

第三十条 種畜預託手数料条例(昭和五十一年宮城県条例第二十七号)の一部を次のように改正する。

第三条中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同条ただし書を削る。

(養蜂振興法施行条例の一部改正)

第三十一条 養蜂振興法施行条例(平成十二年宮城県条例第六十八号)の一部を次のように改正する。

第六条中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同条ただし書を削る。

(家畜人工授精手数料条例の一部改正)

第三十二条 家畜人工授精手数料条例(平成十九年宮城県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(家畜伝染病予防法施行条例の一部改正)

第三十三条 家畜伝染病予防法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十号)の一部を次のように改正する。

第十三条中「県の発行する収入証紙又は知事が発行する納入通知書」を「知事が別に定める方法」に改め、同条ただし書を削る。

(家畜検査手数料条例の一部改正)

第三十四条 家畜検査手数料条例(平成十八年宮城県条例第四十号)の一部を次のように改正する。

第二条第三項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(木材等試験手数料条例の一部改正)

第三十五条 木材等試験手数料条例(平成二十一年宮城県条例第三十三号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(建設業法施行条例の一部改正)

第三十六条 建設業法施行条例(平成十二年宮城県条例第七十五号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項を次のように改める。

3 手数料は、知事が別に定める方法により納入しなければならない。

第四条第四項を削る。

(特殊車両通行許可申請手数料条例の一部改正)

第三十七条 特殊車両通行許可申請手数料条例(昭和四十七年宮城県条例第二十号)の一部を次のように改正する。

第二条中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同条ただし書を削る。

(土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例の一部改正)

第三十八条 土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行条例(平成十七年宮城県条例第百五十七号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(屋外広告物条例の一部改正)

第三十九条 屋外広告物条例(昭和四十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第三十条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

第四十五条第三項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(宅地建物取引業法施行条例の一部改正)

第四十条 宅地建物取引業法施行条例(平成十二年宮城県条例第八十八号)の一部を次のように改正する。

第十条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(建築士法施行条例の一部改正)

第四十一条 建築士法施行条例(平成十二年宮城県条例第八十九号)の一部を次のように改正する。

第七条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(建築基準条例の一部改正)

第四十二条 建築基準条例(昭和三十五年宮城県条例第二十四号)の一部を次のように改正する。

第二十条中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同条ただし書を削る。

(都市計画法施行条例の一部改正)

第四十三条 都市計画法施行条例(平成十二年宮城県条例第九十一号)の一部を次のように改正する。

第二十一条第二項中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同項ただし書を削る。

(県立学校条例の一部改正)

第四十四条 県立学校条例(昭和三十九年宮城県条例第十六号)の一部を次のように改正する。

第八条中「県の発行する収入証紙」を「知事が別に定める方法」に改め、同条ただし書を削る。

(公安委員会関係手数料条例の一部改正)

第四十五条 公安委員会関係手数料条例(平成十二年宮城県条例第二十一号)の一部を次のように改

正する。

第二条第四項中「収入証紙」の下に「又は宮城県公安委員会が別に定める方法」を加え、同項ただし書を削る。

第四十六条 公安委員会関係手数料条例の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「県の発行する収入証紙又は」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和七年十月一日から施行する。ただし、第四十五条の規定は、同年四月一日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（附則第四項において「施行日」という。）前に第一条の規定による廃止前の証紙条例（附則第四項において「旧条例」という。）第五条第一項の規定により売りさばきを受けた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。次項において「未使用証紙」という。）は、令和八年三月三十一日までの間は、なお従前の例により使用することができる。

3 未使用証紙を保有する者は、令和十二年九月三十日までの間に限り、規則で定めるところにより、これを知事に返還して、現金の還付を受けることができる。

4 この条例の施行の際現に旧条例第五条第一項第二号の規定により指定されている者は、同条第二項の規定により買い受けた証紙（消印されたもの又は著しく汚染し、若しくは損傷したものを除く。）を施行日以後遅滞なく、知事に返還しなければならない。この場合において、知事は、規則で定めるところにより、現金を還付するものとする。